

瑞穂市上下水道事業審議会資料
(第 1 回)

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日

瑞穂市環境水道部下水道課

— 目 次 —

— 下水道経営資料 —

瑞穂市下水道等の経営に関する指標	1
経営に関する指標の用語の定義	2
岐阜県内下水道等の経営指標一覧表	3

— 下水道経営改善方策資料 —

下水道経営改善方策について	6
岐阜県内下水道排水設備指定工事店登録手数料一覧表	7
岐阜県内下水道使用料（一般家庭）一覧表	8
瑞穂市下水道等水洗化率推移図	9
特定環境保全公共下水道接続率	10
農業集落排水接続率	11
コミュニティ・プラント接続率	12
平成28年度下水道未接続者アンケート結果	13
平成24年度下水道接続者アンケート結果	20
岐阜県内水洗化の促進制度一覧表	24
瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設工事の施行区分に関する要綱	30
瑞穂市開発事業に伴う下水道施設工事一覧表	32
瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	33

下水道經營資料

瑞穂市下水道等経営に関する指標

事業名（会計名）		特定環境保全公共下水道事業（下水道事業特別会計）						農業集落排水事業（農業集落排水事業特別会計）						コミュニティ・プラント事業（一般会計）					
年 度	項 目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年 平均	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年 平均	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	5年 平均
	供用開始経過年数	10	11	12	13	14	—	17	18	19	20	21	—	11	12	13	14	15	—
	現在水洗便所設置済人口(人) ①	2,890	2,928	2,854	2,983	2,949	—	429	423	414	408	391	—	1,769	1,902	1,841	1,934	1,962	—
	現在処理区域内人口(人) ②	4,338	4,315	4,238	4,199	4,160	—	435	429	420	413	396	—	3,808	3,754	3,695	3,675	3,628	—
	水洗化率 ③=①/②	66.6%	67.9%	67.3%	71.0%	70.9%	—	98.6%	98.6%	98.6%	98.8%	98.7%	—	46.5%	50.7%	49.8%	52.6%	54.1%	—
	年間有収水量(m³) ④	308,921	304,955	307,102	304,473	300,599	305,210	42,470	41,393	41,251	40,760	39,565	41,088	216,843	233,887	246,756	253,849	251,717	245,433
	年間汚水処理水量(m³) ⑤	308,921	304,955	307,102	304,473	300,599	305,210	42,470	41,393	41,251	40,760	39,565	41,088	235,625	257,824	248,240	254,142	255,442	250,255
	有収率 ⑥=④/⑤	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.0%	90.7%	99.4%	99.9%	98.5%	98.1%
	使用料収入(千円) ⑦	52,981	53,604	54,347	53,502	52,836	53,454	7,127	7,095	7,101	7,047	6,886	7,051	38,052	42,180	44,937	46,087	45,775	43,406
	使用料単価（円） ⑧=⑦/④×1,000	171.50	175.78	176.97	175.72	175.77	175.14	167.81	171.41	172.14	172.89	174.04	171.61	175.48	180.34	182.11	181.55	181.85	176.86
	維持管理費（千円） ⑨	56,707	56,269	52,666	56,493	51,447	54,716	10,895	11,926	10,491	11,875	11,330	11,303	55,421	55,838	55,617	47,946	52,885	53,541
	資本費（千円） ⑩	115,222	115,221	115,221	115,221	115,221	115,221	10,911	10,911	10,911	10,911	10,911	10,911	124,348	124,348	124,348	124,348	98,517	119,182
	汚水処理原価（維持管理費＋資本費）(円) ⑪=(⑨+⑩)/④×1,000	556.55	562.35	546.68	563.97	554.45	556.79	513.44	551.71	518.82	559.03	562.14	540.66	829.03	770.40	729.32	678.73	601.48	703.75
	汚水処理原価（維持管理費）(円) ⑫=⑨/④×1,000	183.56	184.52	171.49	185.54	171.15	179.27	256.53	288.12	254.32	291.34	286.36	275.10	255.58	238.74	225.39	188.88	210.10	218.15
	汚水処理原価（資本費）(円) ⑬=⑩/④×1,000	372.98	377.83	375.19	378.43	383.30	377.51	256.91	263.60	264.50	267.69	275.77	265.55	573.45	531.66	503.93	489.85	391.38	485.60
	経費回収率（維持管理費＋資本費） ⑭=⑧/⑪	30.8%	31.3%	32.4%	31.2%	31.7%	31.5%	32.7%	31.1%	33.2%	30.9%	31.0%	31.7%	21.2%	23.4%	25.0%	26.7%	30.2%	25.1%
	経費回収率（維持管理費） ⑮=⑧/⑫	93.4%	95.3%	103.2%	94.7%	102.7%	97.7%	65.4%	59.5%	67.7%	59.3%	60.8%	62.4%	68.7%	75.5%	80.8%	96.1%	86.6%	81.1%
	建設投資額	2,106	3,023	2,094	7,813	11,003	5,208	0	0	27,972	309	745	5,805	2,931	1,442	3,790	8,845	2,553	3,912
一般会計繰入金（実繰入額）	うち維持管理財源に充当	3,726	2,665	0	2,991	0	1,876	4,642	5,473	16,080	5,735	4,590	7,304	※駅西会館に関する費用は除く。					
	うち資本費財源に充当	85,426	116,582	113,623	122,336	116,718	110,937	10,911	10,911	10,911	10,911	10,911	10,911						
	基準内繰入（公費負担分）	101,628	115,221	113,540	117,386	113,832	112,321	10,900	10,921	10,911	11,532	10,911	11,035						
	水洗便所等普及費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	高資本費対策経費	20,147	22,030	21,149	21,516	20,725	21,113	1,427	1,691	1,448	1,528	1,532	1,525						
	臨時財政特例債等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
	緊急下水道整備特定事業等に要する経費	553	553	553	553	553	553	617	617	617	617	617	617						
	分流式下水道等に要する経費	80,928	92,638	91,838	93,152	92,554	90,222	8,856	8,613	8,846	8,766	8,762	8,769						
	経営戦略の策定に要する経費	0	0	0	2,165	0	433	0	0	0	621	0	124						
	うち基準外繰入	0	4,026	83	7,941	2,886	2,987	3,645	5,463	16,080	5,114	4,590	6,978						
基準内繰入を考慮した場合	汚水処理対象維持管理費（千円） ⑯	56,707	56,269	52,666	54,328	51,447	54,283	10,895	11,926	10,491	11,254	11,330	11,179						
	汚水処理対象資本費（千円） ⑰	553	0	1,681	0	1,389	725	0	0	0	0	0	0						
	汚水処理原価（維持管理費＋資本費）(円) ⑱=(⑯+⑰)/④×1,000	185.35	184.52	176.97	178.43	175.77	180.23	256.53	288.12	254.32	276.10	286.36	272.08						
	汚水処理原価（維持管理費）(円) ⑲=⑯/④×1,000	183.56	184.52	171.49	178.43	171.15	177.86	256.53	288.12	254.32	276.10	286.36	272.08						
	汚水処理原価（資本費）(円) ⑳=⑰/④×1,000	1.79	0.00	5.47	0.00	4.62	2.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00						
	経費回収率（維持管理費＋資本費） ㉑=⑱/⑱	92.5%	95.3%	100.0%	98.5%	100.0%	97.2%	65.4%	59.5%	67.7%	62.6%	60.8%	63.1%						
	経費回収率（維持管理費） ㉒=⑱/⑲	93.4%	95.3%	103.2%	98.5%	102.7%	98.5%	65.4%	59.5%	67.7%	62.6%	60.8%	63.1%						

※特定環境保全公共下水道及び農業集落排水は地方公営企業決算状況調査より
コミュニティ・プラントは、地方公営企業決算状況調査の算定に準じて計算

経営に関する指標の用語の定義

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。
下水道事業は、一般に末端管渠が整備されてから水洗化されるまで相当程度の期間を要するものではあるが、経営上の問題はもとより、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、多くの問題を生じることから、水洗化のより一層の向上に努めなければならない。

$$\text{有収率(\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間汚水処理水量}} \times 100$$

処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということである。
なお、著しく有収率の低い団体にあつては、多量の不明水が発生している原因の究明とその削減に努める必要がある。

$$\text{使用料単価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

有収水量1m³あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。
使用料の設定は、団体毎に、地域の実情に応じた体系を採用しているところであるが、ウに示す経費回収率が著しく低い団体にあつては、使用料設定上の問題点を究明する必要がある。

$$\text{汚水処理原価(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

$$\text{汚水処理原価(維持管理費)(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(維持管理費)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

$$\text{汚水処理原価(資本費)(円/m}^3\text{)} = \frac{\text{汚水処理費(資本費)}}{\text{年間有収水量}} \times 1,000$$

有収水量1m³あたりの汚水処理費である。なお、汚水処理費は、維持管理費と資本費に分けられる。
特に、汚水処理原価(資本費)については、他の同程度の団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点では過大なものとなっている可能性が高い。このため、早期に計画上の処理量に達するよう末端管渠等の整備を促進する等の措置を講じる必要がある。
また、今後整備を進める団体については、計画の見直し等も含め、過大な建設を回避することにより、将来の建設費の削減を徹底する必要がある。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価}} \times 100$$

$$\text{経費回収率(維持管理費)(\%)} = \frac{\text{使用料単価}}{\text{汚水処理原価(維持管理費)}} \times 100$$

汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。
下水道経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理全てを使用料によって賄うことが基本原則とされている。特に、経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体については、下水道管理費のうち維持管理費も賄えていない状況にあることから、早急に経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。また、供用開始後間もない団体にあつても、維持管理費を使用料により賄えるよう回収率の向上に努める必要がある。

平成 2 8 年度岐阜県内下水道の経営指標
(公共下水道事業(狭義))

平成29年3月31日現在

団体名	損益勘定 職員数	資本勘定 職員数	供用開始 年月日	供用開始 経過年数	排水区域内 人口	水洗便所 設置済人口	水洗化率 (%)	年間有収 水量(m ³)	年間汚水処 理水量(m ³)	有収率 (%)	使用料収入 (千円)	使用料 単価 (円)	汚水処理 維持管理費 (千円)	汚水処理 資本費 (千円)	汚水処理原価 (維持管理費 + 資本費) (円)	汚水処理原 価(維持管理 費) (円)	汚水処理原 価(資本費) (円)	経費回収率 (維持管理費 + 資本費) (%)	経費回収率 (維持管理 費) (%)	備 考
岐阜市	73	23	S13.04.01	74	384,360	330,500	86.0	44,033,465	56,846,612	77.5	5,366,798	121.88	2,653,497	2,959,434	127.47	60.26	67.21	95.6	202.3	
大垣市	17	20	S37.04.01	50	138,701	117,854	85.0	15,915,886	24,680,259	64.5	2,009,186	126.24	802,415	1,590,566	150.35	50.42	99.94	84.0	250.4	
高山市	8	3	S54.06.01	33	61,854	58,186	94.1	7,815,474	10,215,772	76.5	1,327,125	169.81	457,569	588,786	133.88	58.55	75.34	126.8	290.0	
多治見市	17	8	S47.06.20	40	105,723	97,049	91.8	10,242,365	19,177,005	53.4	1,658,803	161.96	676,526	1,046,752	168.25	66.05	102.20	96.3	245.2	
関市	13	6	S42.02.10	46	56,756	55,983	98.6	7,029,002	9,864,539	71.3	881,931	125.47	330,634	590,617	131.06	47.04	84.03	95.7	266.7	
中津川市	5	6	H01.03.31	23	25,561	20,426	79.9	2,534,366	3,425,854	74.0	499,632	197.14	343,436	188,210	209.77	135.51	74.26	94.0	145.5	
美濃市	3	0	H08.07.01	16	15,640	9,997	63.9	1,328,016	1,690,449	78.6	236,140	177.81	202,101	34,310	178.02	152.18	25.84	99.9	116.8	
瑞浪市	12	1	S40.01.01	48	27,248	25,286	92.8	2,574,899	3,647,502	70.6	478,708	185.91	225,607	258,675	188.08	87.62	100.46	98.8	212.2	
羽島市	7	5	H12.04.01	12	28,586	18,881	66.0	2,167,357	2,268,746	95.5	255,814	118.03	271,944	185,103	210.88	125.47	85.40	56.0	94.1	
恵那市	2	1	S54.04.01	33	17,167	16,953	98.8	1,912,435	3,222,173	59.4	412,776	215.84	265,583	16,626	147.57	138.87	8.69	146.3	155.4	
美濃加茂市	5	2	H06.10.01	18	44,893	37,915	84.5	3,983,172	4,820,927	82.6	617,944	155.14	485,698	248,861	184.42	121.94	62.48	84.1	127.2	
土岐市	4	9	S60.04.01	27	49,834	40,785	81.8	3,964,045	5,204,034	76.2	732,193	184.71	330,973	427,822	191.42	83.49	107.93	96.5	221.2	
各務原市	7	8	H03.04.01	21	118,377	103,966	87.8	9,947,217	10,934,962	91.0	1,201,933	120.83	908,004	584,079	150.00	91.28	58.72	80.6	132.4	
可児市	4	4	H06.10.01	18	90,847	83,568	92.0	8,207,906	9,094,459	90.3	1,159,186	141.23	654,933	988,635	200.24	79.79	120.45	70.5	177.0	
山県市	1	5	H20.04.02	4	11,886	4,327	36.4	715,631	715,631	100.0	95,881	133.98	106,042	0	148.18	148.18	0.00	90.4	90.4	
飛騨市	16	0	H08.03.22	16	18,025	14,081	78.1	1,414,823	1,434,191	98.6	272,941	192.92	207,599	32,560	169.74	146.73	23.01	113.7	131.5	
郡上市	4	0	H13.04.01	11	8,161	5,509	67.5	709,401	771,036	92.0	137,741	194.17	105,703	32,038	194.17	149.00	45.16	100.0	130.3	
下呂市	2	0	H13.04.01	11	6,660	4,764	71.5	1,295,130	1,574,334	82.3	214,740	165.81	201,425	24,722	174.61	155.52	19.09	95.0	106.6	
海津市	5	4	H06.10.01	18	22,399	14,413	64.3	1,737,892	2,008,109	86.5	312,783	179.98	329,297	70,688	230.16	189.48	40.67	78.2	95.0	
岐南町	1	3	H03.04.01	21	23,990	21,944	91.5	2,312,097	2,312,097	100.0	235,055	101.66	177,140	208,749	166.90	76.61	90.29	60.9	132.7	
笠松町	2	3	H04.04.01	20	19,400	15,708	81.0	2,059,461	2,591,907	79.5	253,651	123.16	220,558	174,887	192.01	107.10	84.92	64.1	115.0	
養老町	3	0	H12.07.03	12	7,157	4,728	66.1	647,586	859,716	75.3	100,776	155.62	124,005	0	191.49	191.49	0.00	81.3	81.3	
垂井町	1	3	H14.04.01	10	16,285	10,538	64.7	996,993	1,255,494	79.4	192,077	192.66	180,475	11,194	192.25	181.02	11.23	100.2	106.4	
関ヶ原町	1	2	H10.04.01	14	5,625	4,197	74.6	488,495	488,422	100.0	88,900	181.99	82,821	21,341	213.23	169.54	43.69	85.3	107.3	
神戸町	2	1	H19.03.28	6	13,071	6,320	48.4	654,053	666,840	98.1	117,341	179.41	76,583	40,758	179.41	117.09	62.32	100.0	153.2	
安八町	0	1	H09.04.01	15	15,121	12,360	81.7	1,460,524	1,629,109	89.7	250,115	171.25	145,428	185,189	226.37	99.57	126.80	75.7	172.0	
池田町	0	0	H15.04.01	9	11,950	7,088	59.3	987,826	1,052,428	93.9	141,265	143.01	132,550	76,858	211.99	134.18	77.81	67.5	106.6	
北方町	2	0	H10.04.01	14	18,348	15,249	83.1	1,721,012	1,901,642	90.5	260,653	151.45	211,815	0	123.08	123.08	0.00	123.1	123.1	
坂祝町	0	2	H05.07.01	19	5,689	5,424	95.3	764,996	764,996	100.0	89,460	116.94	66,058	71,319	179.58	86.35	93.23	65.1	135.4	
川辺町	1	1	H09.04.01	15	10,004	7,970	79.7	811,661	811,661	100.0	133,353	164.30	101,934	86,327	231.95	125.59	106.36	70.8	130.8	
八百津町	1	0	H09.04.01	15	8,678	7,345	84.6	796,380	989,794	80.5	139,249	174.85	124,208	58,783	229.78	155.97	73.81	76.1	112.1	
御嵩町	2	3	H08.03.31	16	12,299	10,452	85.0	1,104,816	1,490,504	74.1	192,464	174.20	152,947	132,885	258.71	138.44	120.28	67.3	125.8	
平均							78.6			83.8		159.36			183.91	118.54	65.36	88.7	149.7	

平成28年度岐阜県内下水道の経営指標
(特定環境保全公共下水道事業)

平成29年3月31日現在

団体名	損益勘定 職員数	資本勘定 職員数	供用開始 年 月 日	供用開始 経過年数	排水区域内 人口	水洗便所 設置済人口	水洗化率 (%)	年間有収 水量(m³)	年間汚水処 理水量(m³)	有収率 (%)	使用料収入 (千円)	使用料 単価 (円)	汚水処理 維持管理費 (千円)	汚水処理 資本費 (千円)	汚水処理原価 (維持管理費 + 資本費) (円)	汚水処理原 価(維持管理 費) (円)	汚水処理原 価(資本費) (円)	経費回収率 (維持管理費 + 資本費) (%)	経費回収率 (維持管理 費) (%)	備 考
大垣市	1	0	H12.05.08	12	4,240	3,708	87.5	432,177	432,177	100.0	71,936	166.45	98,460	1,050	230.25	227.82	2.43	72.3	73.1	
高山市	3	3	H02.02.01	22	13,423	10,695	79.7	1,405,280	1,717,111	81.8	248,985	177.18	244,266	189,224	308.47	173.82	134.65	57.4	101.9	
関市	4	2	H04.04.01	20	21,110	19,529	92.5	2,193,760	2,793,914	78.5	273,755	124.79	272,823	38,734	142.02	124.36	17.66	87.9	100.3	
中津川市	4	2	H09.03.18	15	21,078	18,034	85.6	1,873,497	2,284,955	82.0	354,464	189.20	382,882	104,677	260.24	204.37	55.87	72.7	92.6	
羽島市	1	0	H12.04.01	12	2,207	2,105	95.4	241,899	246,494	98.1	27,831	115.05	28,742	56,426	352.08	118.82	233.26	32.7	96.8	
惠那市	1	1	H06.12.15	18	13,244	10,445	78.9	1,388,303	1,455,640	95.4	275,537	198.47	326,398	896	235.75	235.11	0.65	84.2	84.4	
美濃加茂市	0	0	H09.03.31	15	6,030	5,327	88.3	518,850	673,962	77.0	79,452	153.13	63,954	33,856	188.51	123.26	65.25	81.2	124.2	
可児市	1	0	H01.03.31	23	5,422	4,926	90.9	513,214	575,131	89.2	73,179	142.59	41,556	85,018	246.63	80.97	165.66	57.8	176.1	
瑞穂市	1	0	H16.04.01	8	4,199	2,983	71.0	304,473	304,473	100.0	53,502	175.72	54,328	0	178.43	178.43	0.00	98.5	98.5	
飛騨市	1	0	H14.03.29	10	1,681	1,414	84.1	127,621	131,271	97.2	23,384	183.23	69,256	591	547.30	542.67	4.63	33.5	33.8	
本巣市	3	0	H14.04.01	9	7,509	5,609	74.7	670,604	670,604	100.0	100,078	149.24	148,893	0	222.03	222.03	0.00	67.2	67.2	
郡上市	5	0	H05.03.25	19	16,458	12,369	75.2	1,572,901	1,779,902	88.4	303,078	192.69	239,466	63,612	192.69	152.24	40.44	100.0	126.6	
下呂市	3	0	H05.04.01	19	15,421	12,565	81.5	1,380,170	1,579,154	87.4	242,410	175.64	305,992	107,949	299.92	221.71	78.21	58.6	79.2	
海津市	1	0	H08.03.22	16	3,989	2,551	64.0	318,051	366,593	86.8	57,963	182.24	90,498	8,780	312.14	284.54	27.61	58.4	64.0	
輪之内町	0	1	H16.04.01	8	7,730	3,156	40.8	486,839	489,462	99.5	84,692	173.96	61,299	63,992	257.36	125.91	131.44	67.6	138.2	
揖斐川町	0	0	H21.10.01	3	1,781	1,021	57.3	71,029	71,029	100.0	18,738	263.81	24,564	0	345.83	345.83	0.00	76.3	76.3	
富加町	0	1	H11.03.11	13	3,462	3,296	95.2	348,088	436,909	79.7	56,629	162.69	43,342	30,425	211.92	124.51	87.41	76.8	130.7	
白川村	1	0	H07.06.29	16	1,435	1,262	87.9	235,837	310,705	75.9	29,222	123.91	53,050	186	225.73	224.94	0.79	54.9	55.1	
平均							79.5			89.8		169.44			264.29	206.19	58.11	68.8	95.5	

平成２８年度岐阜県内下水道の経営指標
(農業集落排水事業)

平成29年3月31日現在

団体名	損益勘定 職員数	資本勘定 職員数	供用開始 年 月 日	供用開始 経過年数	排水区域内 人口	水洗便所 設置済人口	水洗化率 (%)	年間有収 水量(m³)	年間汚水処 理水量(m³)	有収率 (%)	使用料収入 (千円)	使用料 単価 (円)	汚水処理 維持管理費 (千円)	汚水処理 資本費 (千円)	汚水処理原価 (維持管理費 +資本費) (円)	汚水処理原 価(維持管理 費) (円)	汚水処理原 価(資本費) (円)	経費回収率 (維持管理費 +資本費) (%)	経費回収率 (維持管理 費) (%)	備 考
大垣市	1	0	H09.11.01	15	1,130	1,000	88.5	92,610	92,610	100.0	19,604	211.68	33,046	0	356.83	356.83	0.00	59.3	59.3	
高山市	4	1	H03.05.11	21	9,141	8,459	92.5	790,166	946,487	83.5	124,358	157.38	225,333	99,177	410.69	285.17	125.51	38.3	55.2	
多治見市	0	0	H12.04.01	12	142	141	99.3	11,802	14,500	81.4	2,468	209.12	3,658	0	309.95	309.95	0.00	67.5	67.5	
関市	0	3	S61.05.16	26	9,535	8,954	93.9	921,898	1,132,971	81.4	117,741	127.72	281,900	0	305.78	305.78	0.00	41.8	41.8	
中津川市	1	0	H05.05.28	19	8,234	6,949	84.4	771,642	844,908	91.3	141,293	183.11	206,305	0	267.36	267.36	0.00	68.5	68.5	
美濃市	0	2	H04.02.01	21	3,623	2,974	82.1	292,115	332,874	87.8	49,255	168.62	97,588	0	334.07	334.07	0.00	50.5	50.5	
瑞浪市	1	0	H10.04.01	14	1,859	1,496	80.5	141,564	156,657	90.4	26,177	184.91	37,946	23,012	430.60	268.05	162.56	42.9	69.0	
恵那市	2	0	H07.04.03	17	2,385	1,919	80.5	207,982	201,508	103.2	41,355	198.84	80,458	0	386.85	386.85	0.00	51.4	51.4	
美濃加茂市	0	0	H06.03.01	19	2,875	2,622	91.2	219,818	253,937	86.6	33,362	151.77	84,382	5,212	407.58	383.87	23.71	37.2	39.5	
土岐市	0	0	H20.02.01	5	575	354	61.6	32,167	59,694	53.9	5,795	180.15	13,701	0	425.93	425.93	0.00	42.3	42.3	
可児市	1	0	H02.04.01	22	2,432	2,378	97.8	219,862	245,456	89.6	36,676	166.81	69,892	0	317.89	317.89	0.00	52.5	52.5	
山県市	2	0	H06.04.01	18	7,538	5,881	78.0	933,131	933,131	100.0	136,081	145.83	205,036	1,890	221.75	219.73	2.03	65.8	66.4	
瑞穂市	0	0	H09.07.01	15	413	408	98.8	40,760	40,760	100.0	7,047	172.89	11,254	0	276.10	276.10	0.00	62.6	62.6	
飛騨市	1	0	H07.04.03	17	3,513	3,205	91.2	323,202	359,791	89.8	59,722	184.78	131,824	659	409.91	407.87	2.04	45.1	45.3	
本巣市	3	0	H08.04.01	16	16,321	9,615	58.9	1,157,312	1,157,312	100.0	168,599	145.68	302,109	0	261.04	261.04	0.00	55.8	55.8	
郡上市	1	0	H07.09.01	17	12,356	9,328	75.5	973,041	1,043,804	93.2	184,742	189.86	322,495	0	331.43	331.43	0.00	57.3	57.3	
下呂市	1	0	H06.07.25	18	6,979	6,421	92.0	618,890	683,330	90.6	110,588	178.69	171,610	27,722	322.08	277.29	44.79	55.5	64.4	
海津市	1	0	H02.04.01	22	3,687	2,944	79.8	285,147	316,312	90.1	51,629	181.06	79,737	0	279.63	279.63	0.00	64.7	64.7	
養老町	0	0	H14.11.01	10	438	416	95.0	44,423	41,801	106.3	7,239	162.96	13,260	0	298.49	298.49	0.00	54.6	54.6	
垂井町	0	0	H06.10.01	18	546	527	96.5	79,254	79,254	100.0	11,243	141.86	21,786	0	274.89	274.89	0.00	51.6	51.6	
関ヶ原町	0	1	H04.06.01	20	1,460	778	53.3	94,293	104,770	90.0	16,748	177.62	32,597	0	345.70	345.70	0.00	51.4	51.4	
揖斐川町	0	0	H06.07.01	18	13,006	12,339	94.9	835,450	835,450	100.0	157,913	189.02	331,059	3,785	400.79	396.26	4.53	47.2	47.7	
池田町	0	0	H09.04.01	15	4,606	4,280	92.9	537,039	597,481	89.9	114,966	214.07	190,168	17,432	386.56	354.10	32.46	55.4	60.5	
坂祝町	1	0	H03.04.01	21	2,061	1,845	89.5	220,849	220,849	100.0	26,712	120.95	33,989	115	154.42	153.90	0.52	78.3	78.6	
富加町	1	0	H04.11.21	20	2,152	2,101	97.6	198,941	265,757	74.9	33,006	165.91	55,284	3,325	294.60	277.89	16.71	56.3	59.7	
川辺町	0	0	H11.04.01	13	264	258	97.7	23,695	28,535	83.0	3,976	167.80	7,803	0	329.31	329.31	0.00	51.0	51.0	
七宗町	1	1	H12.04.01	12	1,344	1,082	80.5	102,688	139,012	73.9	18,707	182.17	48,072	21,164	674.24	468.14	206.10	27.0	38.9	
八百津町	0	0	H11.11.01	13	943	702	74.4	72,785	81,189	89.6	13,391	183.98	35,201	0	483.63	483.63	0.00	38.0	38.0	
平均							85.7			90.0		173.04			346.36	324.18	22.18	52.5	55.2	

下水道經營改善方策資料

下水道経営改善方策について

現在、維持管理費が使用料で賄えていない状況であり、経営改善が求められています。そのため、歳入を増やし歳出を削減する必要があります。

以下に、歳入を増やす方策、歳出を削減する方策などを提案します

1 歳入の増

(1) 下水道排水設備指定工事店の登録更新手数料

区分	現行	提案	備考
新規登録手数料	14,000円	現状維持	
更新(5年)手数料	手数料なし	7,000円	新規の半額

この方策は【下水道条例の一部改正】を行い実施します。

(2) 下水道使用料

項目	現行	提案	備考
下水道使用料の改定	当市の使用料は、県内では平均程度。近隣自治体との比較では高い。	現状維持	現状での改定は、瑞穂処理区が供用開始された場合、接続の低下が想定される。

(3) 下水道使用水量(使用者)

項目	現行	提案	備考
下水道接続促進制度(排水設備改造助成金制度)	現在、助成金制度の対象区域はない。(供用開始の日から2年以内は5万円)下水道への浄化槽利用者からの接続はほとんどない。	【下水道事業経営戦略P27】 改造工事の助成金制度の緩和により利用者の増 (平成31年度から5年間1件10万円(新築は除く。))	

この方策は【瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則の一部改正】を行い実施します。

2 歳出の削減

(1) 宅地開発事業に伴う現道の下水道施設工事費(市街化区域、事業計画区域)

申請区分	現行	提案	備考
転売目的以外(自己利用)	【延長制限無】 全額公費負担 (市発注工事)	現状維持	浄化槽設置補助金は転売目的の場合は、補助金対象外
転売目的		全額申請者負担(自費工事)	

(2) 宅地開発事業に伴う現道の下水道施設工事費(市街化区域外、事業計画区域外)

申請区分	現行	提案	備考
転売目的以外(自己利用)	【延長80mまで】 1/2公費負担 【延長80m以上】 全額申請者負担 (市発注工事) <平成16年算定の 家屋間限界距離>	【延長60mまで】 1/2公費負担 【延長60m以上】 全額申請者負担 (市発注工事) <水道事業の公費負担延長に整合>	【延長55m】 <平成28年算定の 家屋間限界距離>
転売目的		全額申請者負担(自費工事)	(1)の制度を適用

これらの方策は【瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設工事の施行区分に関する要綱の一部改正】を行い実施します。

岐阜県内下水道排水設備指定工事店登録手数料一覧表

平成30年11月

No.	市町村名	指定の有効期間	申請手数料	
			新 規	更 新
1	岐阜市	5	14,000	0
2	大垣市	5	14,000	14,000
3	高山市	5	10,000	10,000
4	多治見市	5	5,000	5,000
5	関市	5	5,000	5,000
6	中津川市	5	10,000	10,000
7	美濃市	5	12,500	12,500
8	瑞浪市	5	10,000	10,000
9	羽島市	5	14,000	14,000
10	恵那市	3	15,000	15,000
11	美濃加茂市	5	10,000	10,000
12	土岐市	5	0	0
13	各務原市	5	14,000	0
14	可児市	5	10,000	10,000
15	山県市	5	14,000	14,000
16	瑞穂市	5	14,000	0
17	飛騨市	2	10,500	10,500
18	本巣市	5	14,000	14,000
19	郡上市	5	10,000	10,000
20	下呂市	5	10,000	10,000
21	海津市	5	10,000	10,000
22	岐南町	3	0	0
23	笠松町	5	10,000	10,000
24	養老町	5	10,000	10,000
25	垂井町	5	10,000	10,000
26	関ヶ原町	5	10,000	10,000
27	神戸町	5	10,000	10,000
28	輪之内町	5	10,000	10,000
29	安八町	2	10,000	10,000
30	揖斐川町	2	10,000	10,000
31	大野町			
32	池田町	5	20,000	10,000
33	北方町	更新なし	14,000	
34	坂祝町	5	10,000	10,000
35	富加町	5	10,000	10,000
36	川辺町	5	10,000	5,000
37	七宗町	5	10,000	5,000
38	八百津町	5	10,000	10,000
39	白川町			
40	東白川村			
41	御嵩町	5	10,000	10,000
42	白川村	2	10,000	10,000

更新手数料の創設によって

瑞穂市下水道排水設備指定工事店数 113社（平成30年11月）

113社×7,000円=791,000円（5年間）の収入増

岐阜県内下水道使用料（一般家庭）一覧表

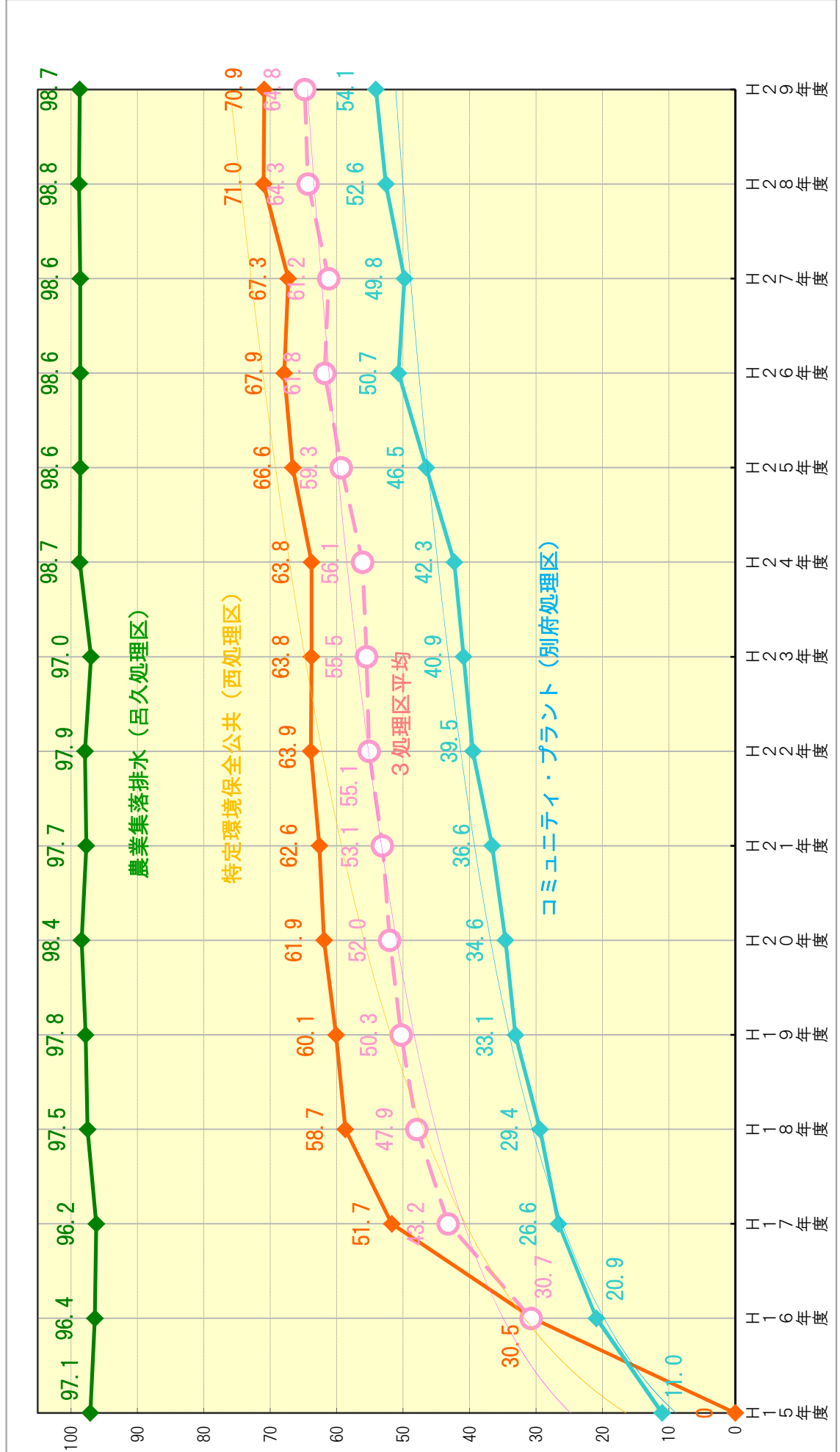
（単位：円）

H29. 9

順位	自治体名	地域名	使用水量 （一般家庭平均） （1ヶ月）	下水道使用料 （税抜き） （1ヶ月）	使用料単価 （税抜き） （1m ³ 当たり）	備 考
1	大垣市	上石津	3人	9,007	360.3	人数制
2	揖斐川町		3人	5,200	208.0	人数制
3	池田町		3人	4,560	182.4	人数制
4	恵那市		25m ³	4,375	175.0	
5	山県市		25m ³	4,250	170.0	
6	垂井町		25m ³	4,250	170.0	
7	中津川		25m ³	4,200	168.0	
8	郡上市		25m ³	4,100	164.0	
9	瑞浪市		25m ³	4,000	160.0	
10	海津市		25m ³	4,000	160.0	
11	関ヶ原町		25m ³	3,900	156.0	
12	下呂市		25m ³	3,860	154.4	
13	瑞穂市		25m ³	3,850	154.0	平均+104円/月
14	土岐市		25m ³	3,800	152.0	
15	神戸町		25m ³	3,750	150.0	
16	輪之内町		25m ³	3,750	150.0	
17	安八町		25m ³	3,750	150.0	
18	富加町		25m ³	3,750	150.0	
19	御嵩町		25m ³	3,750	150.0	▽平均
20	可児市		25m ³	3,720	148.8	
21	本巣市		3人	3,700	148.0	人数制
22	八百津町		25m ³	3,700	148.0	
23	美濃加茂市		25m ³	3,650	146.0	
24	飛騨市		25m ³	3,650	146.0	
25	坂祝町		25m ³	3,650	146.0	
26	養老町		25m ³	3,625	145.0	
27	川辺町		25m ³	3,600	144.0	
28	美濃市		25m ³	3,570	142.8	
29	北方町		25m ³	3,325	133.0	
30	高山市		25m ³	3,250	130.0	
31	多治見		25m ³	3,150	126.0	
32	大垣市	大垣	25m ³	2,971	118.8	
33	白川村		25m ³	2,869	114.8	
34	岐阜市		25m ³	2,792	111.7	
35	関市		25m ³	2,725	109.0	
36	羽島市		25m ³	2,675	107.0	
37	笠松町		25m ³	2,640	105.6	
38	各務原市		25m ³	2,520	100.8	
39	岐南町		25m ³	2,205	88.2	
平均				3,746	149.8	

瑞穂市下水道等水洗化率推移図

(単位 %)



特定環境保全公共下水道接続率

特定環境保全公共下水道事業（西処理区）

平成30年11月1日現在

自治会	公共汚水 ます設置 総数	接続数	未接続	うち分担金納入者		接続率	備考
				件数	率		
座倉	38	30	8	5	62.5%	78.9%	
一ツ木	97	72	25	13	52.0%	74.2%	
居倉	206	138	68	45	66.2%	67.0%	
森	218	158	60	38	63.3%	72.5%	
田之上	241	194	47	20	42.6%	80.5%	
新月	58	48	10	4	40.0%	82.8%	
上唐栗	53	31	22	12	54.5%	58.5%	
下唐栗	95	59	30	21	70.0%	62.1%	
宮田	114	89	25	16	64.0%	78.1%	
大月	30	25	5	5	100.0%	83.3%	
小計	1,150	844	300	179	59.7%	73.4%	
西宿舎	1	1	0	0	—	100.0%	
共同住宅	16	7	9	0	0.0%	43.8%	
事業所	77	36	41	0	0.0%	46.8%	
公民館	10	9	1	0	0.0%	90.0%	
公共施設	12	12	0	0	—	100.0%	
小計	116	65	51	0	0.0%	56.0%	
合計	1,266	909	351	179	51.0%	71.8%	

農業集落排水処理施設接続率

農業集落排水事業（呂久処理区）

平成30年11月1日現在

自治会	公共汚水 ます設置 総数	接続数	未接続	接続率	備考
呂久	146	141	5	96. 6%	
小計	146	141	5	96. 6%	
事業所	1	1	0	100. 0%	
公民館	1	1	0	100. 0%	
公共施設	1	1	0	100. 0%	
小計	3	3	0	100. 0%	
合計	149	144	5	96. 6%	

コミュニティ・プラント接続率

コミュニティ・プラント事業（別府処理区）

平成30年11月1日現在

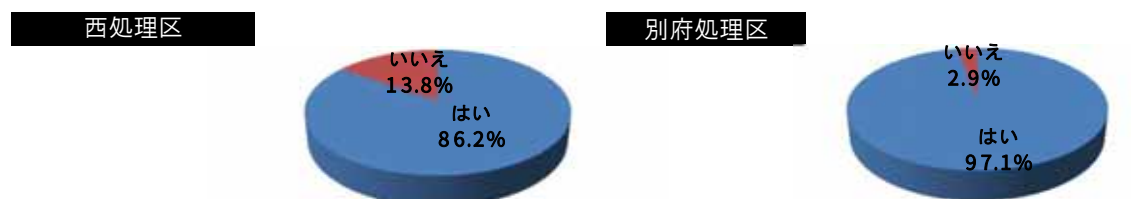
自治会	取付管 設置 総数	接続数	未接続	接続率	備考
井場（中川東）	76	49	27	64. 5%	
桜町 1 丁目西	130	64	66	49. 2%	
桜町 1 丁目東	67	33	34	49. 3%	
駅前	69	31	38	44. 9%	
別府西町	107	65	42	60. 7%	
本町	131	51	80	38. 9%	
別府北町	124	58	66	46. 8%	
別府中町	109	53	56	48. 6%	
別府南町	91	43	48	47. 3%	
多利町	77	38	39	49. 4%	
小計	981	485	496	49. 4%	
別府公社住宅	1	0	1	0. 0%	
共同住宅	58	27	31	46. 6%	
事業所	89	44	45	49. 4%	
公民館	6	4	2	66. 7%	
公共施設	14	14	0	100. 0%	
小計	168	89	79	53. 0%	
合計	1, 149	574	575	50. 0%	

平成28年度下水道未接続者アンケート結果

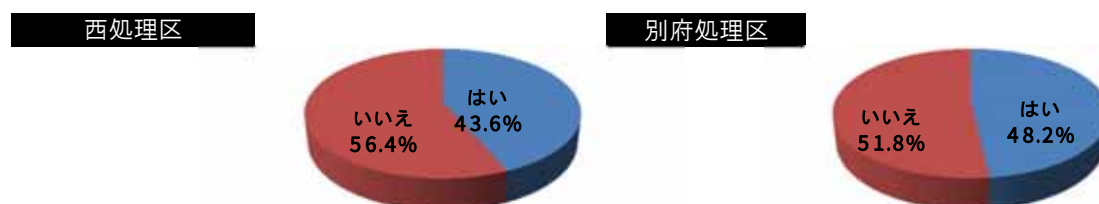
対象者 下水道区域内で未接続者のかた
 対象地区 西処理区、別府処理区
 調査期間 平成28年12月22日から平成29年2月28日

事業名	処理区	送付数	有効回答数	有効回答率
特定環境保全公共下水道	西処理区	323	66	20.4%
コミュニティ・プラント	別府処理区	444	143	32.2%
計		767	209	27.2%

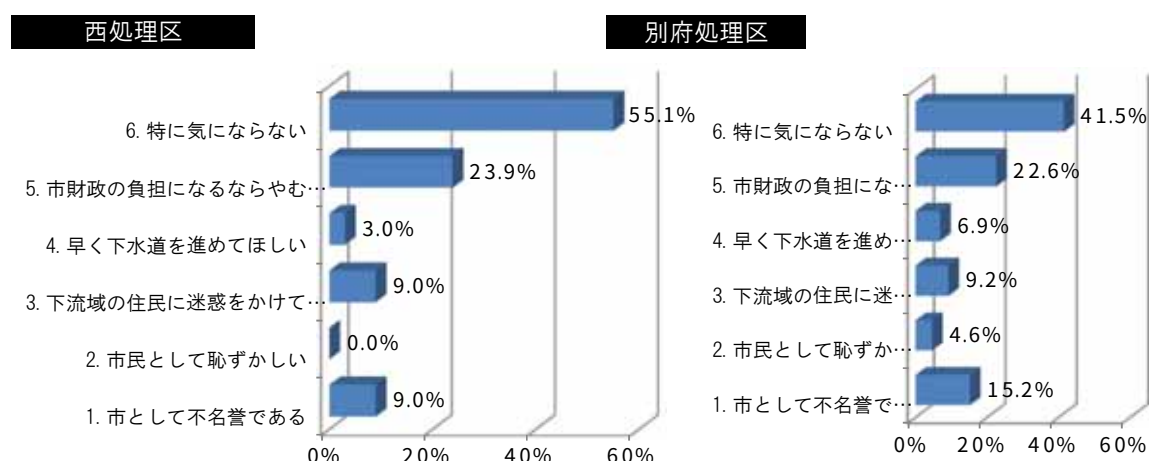
Q1 お住まいの地区が、下水処理区だをご存知ですか。



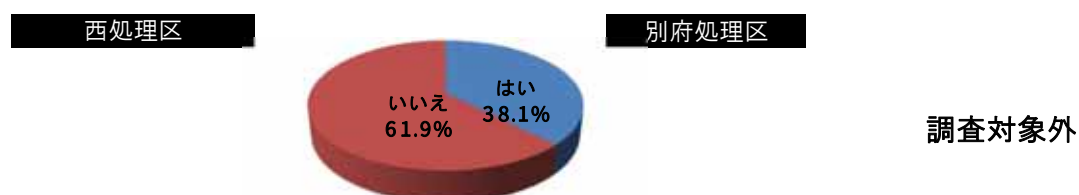
Q2 下水道が出来て10年以上経過しますが、地域の水路や周辺の川はきれいになったと感じますか。



Q3 瑞穂市の污水处理施設の普及率は岐阜県の市で最下位ですが、どう思いますか。（複数回答可）

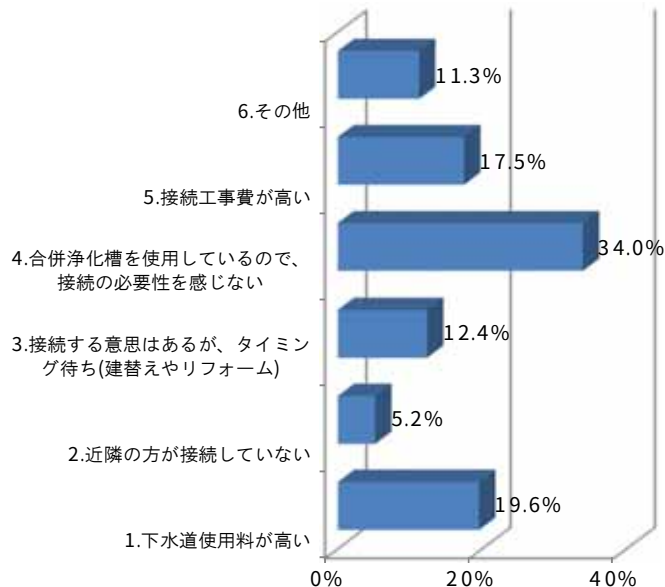


Q4 公共下水道(西処理区)は、下水道法によりすべてののかたに接続義務がありますがご存知ですか。

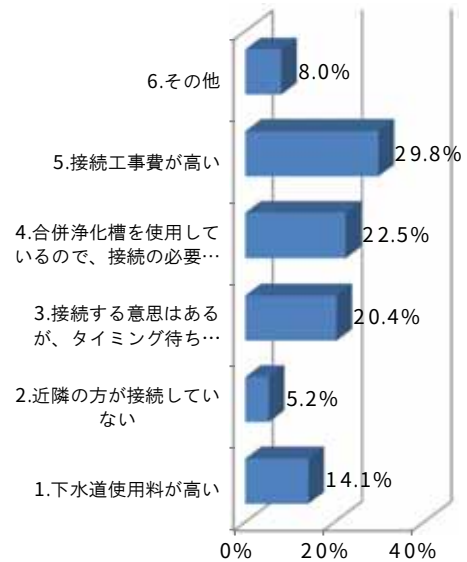


Q 5 西処理区全体で7割、別府処理区全体で5割を超える方が接続されている状況で、接続されていない主な理由は何ですか。（複数回答可）

西処理区

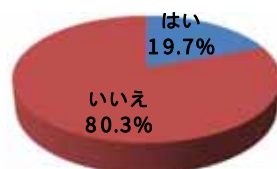


別府処理区

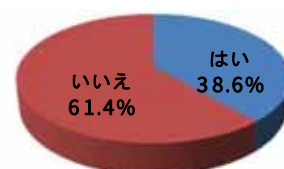


Q 6 水道料金と比較して下水道使用料が高いイメージをお持ちの方もいると思いますが…瑞穂市の水道料金が全国的にかなり安いことをご存知ですか。（地下水に恵まれた水の豊かな地域のため、ダムや河川の水を浄化して水道水を配っている自治体よりも安価で水の供給が可能です）

西処理区

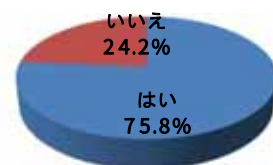


別府処理区

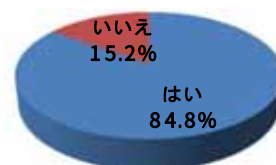


Q 7 水道料金及び下水道使用料の請求金額は2ヶ月分の金額であることをご存知ですか。（電気料金及びガス料金は1ヶ月分の請求です）

西処理区



別府処理区

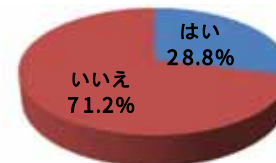


**Q 8 たとえば、「ある期限までに接続すれば、接続月から一定期間、下道使用料を無料化する。」というキャンペーンがあった場合、接続されますか。
(例)平成29年度内に接続すれば、平成31年度末請求分まで(約2年間)無料**

西処理区



別府処理区



Q9_「こういう条件なら接続してもよい」というお考えがあれば、ご記入願います。

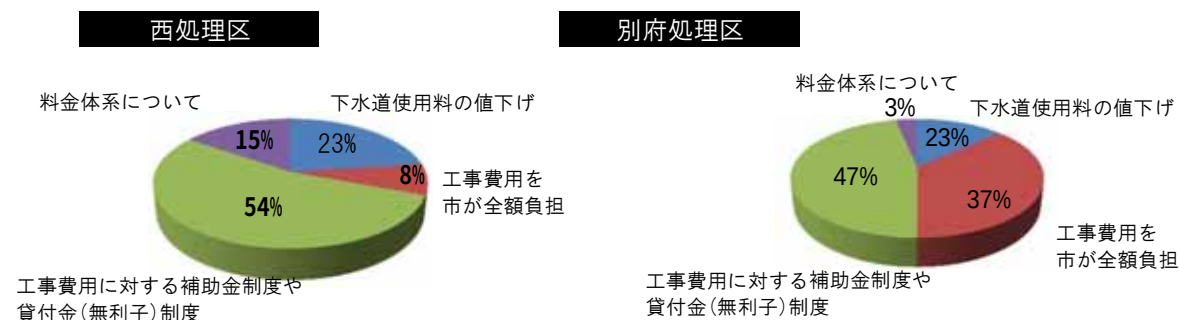
【西処理区】

No.	意 見
1	工事費が安くなるしかない。まとめでの支払いのふたんが大きいので…
2	下水道使用料が安くなれば、考えてもよい
3	岐阜市は水道料金の2倍なので合わせてほしい
4	上記の様な使用料の負担や工事費の補助があれば接続したい。
5	下水道料金の値下げ
6	下水の接続部が現在、家の北側にあります。そのため家の表の門、塀などを壊さなければなりません。浄化槽は家の南側にあり、排水は南側へ出ているのになぜ、北側に接続するようにされたのか…？南側への接続なら外構を壊さずに接続できるので、下水工事を考えても良い。北側へ接続しなければならいなら、外構の工事費を負担してもらえらるなら、(下水道の工事費のみの自腹なら)考えても良い。
7	接続工事費補助
8	全て無料なら接続しても良いと思います。東北地震より、下水道に無理にしないでとも良いと聞いています。
9	接続工事費の補助
10	本巣市のように人数割りにしてもらえば接続する
11	接続工事費の助成(同じ建売団地内でほかの方より、管を長くする必要があるの で、費用が高い)
12	公共ますへの接続工事費の補助(例えば3割)を得られれば、接続してもよい。

【別府処理区】

No.	意 見
1	工事費用が無料なら。
2	工事費がかからないなら接続する。ローンを組んでまで工事しない。
3	接続工事費用の市の負担。
4	工事費の補助。現在支払っている合併浄化槽の負担程度の費用であれば、接続を 考える。
5	接続工事に補助金が出る様なら検討します。
6	下水道料金を2年無料にするよりも、みんな工事費用がネックに思っている。現 實的に考えれば工事費用を安くすれば良いことだ。
7	年金生活をしています。工事費全額負担なら考えます。
8	接続工事がもっとやすく、補助があってもよいのではないのでしょうか？
9	自宅敷地内の工事費が高いのでお金がない。駐車場のコンクリートや門柱を壊し てつくり直さないといけないので、下水が通った頃の見積りで150万。かかった 費用に達するまで無料とか…
10	接続工事費の補助があれば助かる
11	接続工事費の半分を市で補助する。
12	とにかく工事費が高いので無理！(無料であれば)
13	工事費が約100万円かかると聞いています。市の補助も考えて頂いて、支出が30 万円ぐらいで済むならば、是非接続して頂きたいと思います。
14	接続工事費がもっと安いなら(現状の3分の1)接続しても良い。
15	20年間使用料無料化
16	実施のための貸付金(無利子)制度を使ってはどうか
17	接続工事費が無料なら…
18	工事費が高いので補助金制度があればと考えます。
19	接続工事費無料。下水道使用料無料。
20	下水道使用料の値下げ
21	接続工事費の市による補助
22	接続工事費用が無料
23	「工事費無料」とかのキャンペーンがあればなあ。けど浄化槽まだ使えるんだよ なあ
24	接続工事費の市の助成金があればと思います。

25	接続工事費が高いので補助金を出すとか、下水道使用料を安くするとか、何らかのメリットがなければ、建替え等のタイミングしか工事する気になりません。
26	下水道接続は環境問題、都市のイメージという観点からして、非常に大きな問題であると思います。接続の重要性を理解しながら、一方で接続費用という問題があり、即座に対応できないというのが現状です。接続費用の一部負担、あるいは貸出制度などの費用的な側面を整備していただけると接続を検討できるのですが。そして全体の接続率がアップすると思います。
27	接続工事費の負担をもっと瑞穂市が協力していただけるとありがたいです。
28	費用もっと安価であれば
29	接続費すべて市の負担



その他意見

【西処理区】

No.	意 見
1	浄化槽点検の方から我が家は下水に変える必要がないと初めの頃説明されたので下水変更を考えたことはありませんでした。「接続義務」というのは個別に説明されていないので気にしていませんでした。生活に支障もないので後回しにしています。
2	当初補助期間に接続しようと、業者も決めやろうとしたらくみとり業者の手配が早くならないとのことで、市役所へ電話して便宜をはかってくださいといったらそれは市の仕事でないと断われた。特に急ぐこともないとの認識をもってしまいズルズル。その後他地区への波及も止まっており、市も力を入れているのかな？と思ってズルズル。※全市的に実施しないと効果は少ないと思います。全市的なムーブメントになると私も他市民にはずかしくなってるのかな。市長ガンバレ
3	Q8は但し実費で行った人との‘公平性’をかく
4	家のリフォーム災害など使用出来なくなった場合
5	特に条件を出されても「合併浄化槽」に不具合がない限りこのままでいいと思っています。
6	周辺の川(水質)汚染状況が全国と比較して、どうか、わからないので判断出来ない。
7	接続工事費が用意できれば工事をしてもいいです。
8	下水本管、処理場の維持費はどのようになっているのですか？将来的に下水管の入替、処理場の修理費等、人口減による財源の減少、他の県でも維持費の問題がありますが、対策はあるのですか。下水道を接続していない住人にもその負担は発生する可能性はあるのですか？これらの事を以前の説明会の時説明を求めました回答はありません。 Q8財源は税金です。市の職員の給料でもけずりますか？
9	浄化槽が破損したら
10	上水道の引き込みが出来てなく、家の近くに上水が来ていない事もあり、まず上水道の工事が出来てから検討したい。井戸水と上水道の両使用を希望している。
11	とにかくお金がギリギリで工事費がありません。
12	高額な合併浄化槽を設置して15年程度すぐには切替出来ない。穂積地区を進めるべき。

13	井戸水を使用している家では水道メーターをリースで取付けて使用しているってきいたのですが無料で貸して欲しいと思います。
14	Q5その他(工事代金を工面できない)Q8どちらでもない
15	特にありません
16	近々新築移転しますので以後接続予定です。
17	下水道完成の3ヶ月に約150～180万の浄化槽を設置(すぐこわせ)ではまるきりドブに金をすてるようなもので別に今のところ差しつかえない
18	水道工事をしなくてはいけないのと、タイミングを無くした。
19	接続をすすめられたことが今までなかったもので、このアンケートではじめて知りました。今、何も困っていないのにお金を出してまで変更する必要がないと感じます
20	接続する費用がないためできません
21	浄化槽がわりと新しいし、高い費用を出してつけて、まだ使用できるのもったいない。下水道使用料金が浄化槽料金以下の使用料になるか浄化槽が使用不能(破損)になった時に考える。
22	合併浄化槽の汲み取り工事(←旧真正町の東海…という会社です)ができないとのことでした。当時市役所下水道課にも連絡しました。
23	アパートのため入居者に負担がかかる
24	接続するために、家の外構を壊さなければならぬので下水工事代+外構工事代がかかるため
25	瑞穂市合併前は浄化槽の補助金が出なかった。
26	高齢者で工事費用が出せない
27	お金がありません
28	工事代金を工面できない。
29	両親が死亡してから誰も住んでいない
30	新築移転のため
31	不在が多いため、使用度が少ない
32	水道業者へ接続発注したが、途中で工事ができないと言われました。

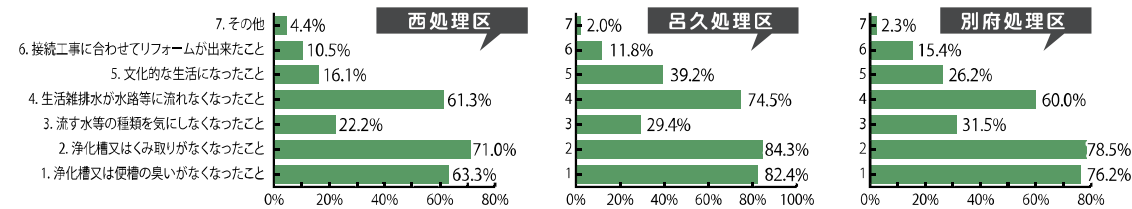
【別府処理区】

No.	意 見
1	入居は息子夫婦次第ですので、できるだけ早い時期にはと伝えてあります。リフォームか建て替え予定して入居を考えております。もう少し時間を下さい。
2	合併浄化槽を設置しているので今の所考えていない。
3	今は井戸水使用なのであえてメーターを付ける事はないと思う。接続工事をする経費がかかるとともに床がコンクリートになっているのであえてそこまではする必要がない。
4	接続費用が高い(借家の老朽化でどうなるかわからない)
5	接続工事費用が数百万円すると聞いていますので予算が高いからです。
6	合併槽を使っており下水は無駄
7	その都度考える。今住んでいる。1代で終わるなら、引く必要がない
8	居住者も減り必要性を感じない
9	ちょうど下水道が施設される直前に家を建てたため、最近の合併浄化槽を使用しています。まだ使える物をあえて処分するのは好ましくありませんし、その合併槽も市の補助金をいただいたはずで、2重に市に負担をかけるのは忍びないので、もうしばらくこのままで使わせて頂こうと思っています。
10	老齡の為です。
11	接続工事費が無い
12	「環境のため」とかきれいごとを言われても先立つもの(お金)がなければわざわざ借入れして下水工事するつもりはない
13	ご迷惑をおかけてして申し訳ないと思いますが浄化槽がある為必要がありません。
14	古い借家なので建替を考えております。その時には必ず接続しますので、今はご容赦下さい。尚、下水道は人が多く住む街には必ず必要であると思いますので他の地域にも進めること宜しくお願いします。

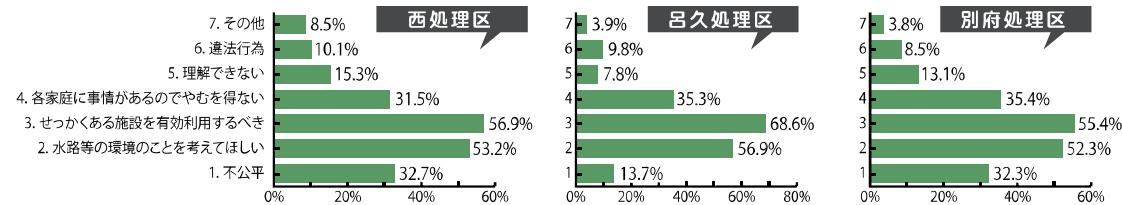
15	井戸のポンプ吐出口に料金メーターを取付けると言う事ですがポンプ吐出口から2系統に分岐しており、一方は生活水として屋内へ、一方は屋外の散水用を使用しているが料金メーター取付は生活水として屋内へ配管してある側に取付が可能であれば考えてよいと思っている。
16	下水道の接続はお願いしたいと思いますが接続距離が長いので費用がかかり過ぎると言われ話に乗っていただけません。配管を近くに引いて頂ければと願っています。
17	家を新築すれば接続しますが今は老々生活なのでしないです。
18	私道の部分を市が配管してくれれば早く接続したい。
19	道路から家屋が離れているため、設置費用の負担が大きい 南側の水路が道路になり、下水管が入るのであれば接続する。
20	今回水道を引くため下水にしますので条件はいりません
21	接続費用がどれだけかかるかによります。
22	近隣の方が全員接続(町内とか下水処理ブロック単位)する場合検討する。ある一定の区画単位で処理しないと意味がないと思います。
23	賃貸の為大家さんと連絡をお願いします
24	接続に条件は必要ありません。別に接続がいやとは全く思っておりません。Q4の理由そのものです。【合併浄化槽を使用】
25	私道に本管がきていない、近隣の方が同意されない。
26	書面だけでなく各家訪問して進めていけばと思います。
27	家が古いので後の事がわかりません
28	家を建ててその少し後に下水道事業が始まりました。下水道接続する為に駐車場をこわしてやり直す必要や浄化槽が不必要となり、その部分の埋め込み等で莫大な工事費用が必要になります。いくらかの補助金があったとしても教育費の負担もあり、当分、できそうにありません。
29	新築後に接続す。
30	当時、負担額がすくなれば？と思いますが、現在の状態は災害時、水道が停止した場合、活用は大であると思いますが
31	自分の家は接続しています。もっと多くの人が接続するよう働きかけを強化しては如何でしょうか。
32	水道料金と同額
33	世帯収入が安定してから
34	公民館で元の課長が説明に来た時、1mと言う高低差石垣垣根があるので後からでは工事が大変で出来無いと言ったらそんな事関係無いと言った。当時の市長・課長は人の意見も聞かんワンマン市長であった。平地ばかりで無いことがわから無いとは情け無い。だいぶん前ですが市の係の人が二人家に来られた時、この話しわ、ぜんぶしておきました。工事をする時は家を建て替える時土台石垣垣根をこわし大きな穴を開け無いと出来無い。係の人が家に来てくれればお話致します
35	工事する費用がない(年金だけ)家が古くてつぶれます
36	瑞穂市役所 下水道課様 日頃市役所の皆様には大変お世話になっております。何度か下水道の接続に関する書状を頂いておりますが、御要望に応えられなく大変心苦しく思っております。当家は高齢の夫婦二人暮らしをしております。夫婦ともに国民年金の低所得の生活です。家の方も築50数年たち、修繕箇所も多々ありそれすら出来ない状況です。先はもう永くなくい夫婦です。願わくはこの世を去るまでこのままでいきたい思っております。実情を汲んでいただきたく思い一筆したためました。何とぞお察し頂きたくお願い申し上げます。
37	長男一家が住む2階建はなれが、築50数年経過し、修理か取りこわすか迷っております。その時に思っております。
38	Q7にあるような施策は実施してはいけない。
39	1ヶ月分の請求が良い
40	今年3月以降に実施する
41	接続する意思はありますが雨水を別に流す工事が必要です。工事にともない家の中店の中と大変な改造をしなくてははいけないので当分の間は接続する事は出来ないと思います。

42	家の面積が広いので接続工事費が100万から200万ぐらいかかると思っているの で、そんなお金がないので反対です
43	毎日気にしています。1. 料金の問題2. 工事を何処にお願いしたら良いか沢山あり すぎてわからない3. 一括で支払出来ない
44	具体的な数値がわかればお願いしても良いと考えます。
45	工事費のお金がないから接続しないだけで使用料の値段の問題ではない
46	近い将来老朽化の為、取壊しも考えている。
47	下水道の切り替え工事の負担が大きい。半額ならやりたい。
48	家庭に出るみそくそも一緒流す事は反対。みぞから出る水、浄化した方が良い！ きれいな水を海へ
49	トイレのみ使用しているので炊事洗濯等は使用していない。
50	築56年一人暮らし。後何年かで家は解体の為
51	井戸水を使用
52	市道から自宅までの道が私道であり地主の了解が必要である。
53	息子が反対している為
54	引越するかもしれないから
55	井戸水に対してポンプ側にメーターを付けるとの事ですが庭の水やりetc. 下水に 廃水しない分も料金が掛かる事にぎもん？
56	料金知らない。設置費用がわからない。
57	個々で接続しても、においがなくならないと思う
58	5年～10年今のままで行けたらこのままで良い

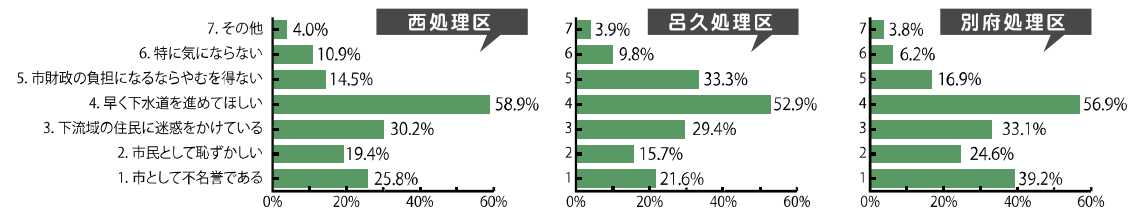
Q7. 下水道に接続して良かったと感じることはありますか。(複数回答)



Q8. 下水道が使える地域で下水道に未接続のかたに対してどう思いますか。(複数回答)



Q9. 瑞穂市の汚水処理施設の普及は、大変遅れていますがどう思いますか。(複数回答)



今回は、アンケートの集計結果だけを紹介させていただきました。
来月号から集計結果の考察やその他として寄せられましたご意見の紹介などを掲載していきます。

問い合わせ 下水道課 ☎327-2114

瑞穂市の下水道 No.18

～未来に届けたい 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を～

今月号は、下水道に接続しているかたを対象に実施した「下水道に関するアンケート」の結果を紹介します。

対象者 下水道に接続している一般家庭で下水道供用開始前から居住しているかた

調査期間 平成25年1月17日から平成25年1月30日

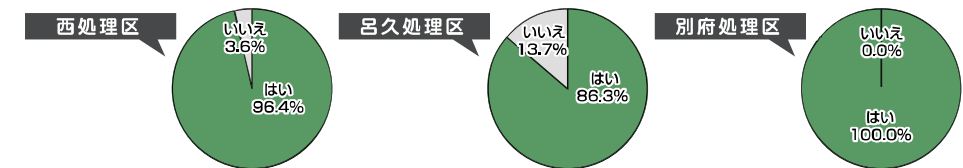
(2月8日現在)

処理区名	区域	送付数	有効回答数	有効回答率
西処理区	都市計画区域外	383	248	64.8%
呂久処理区	市街化調整区域	92	51	55.4%
別府処理区	市街化区域	192	130	67.7%
合計		667	427	64.0%

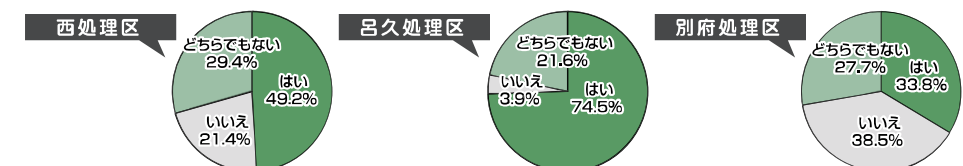
下水道マスコットキャラクター
スイスイ



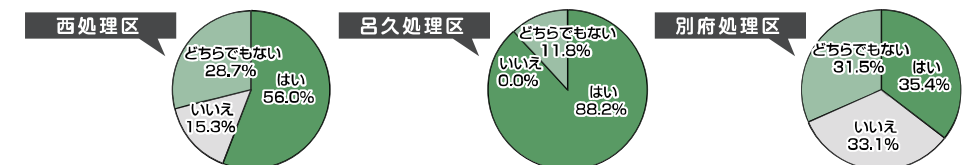
Q1. 地域または自治会などで水路清掃の活動がありますか。



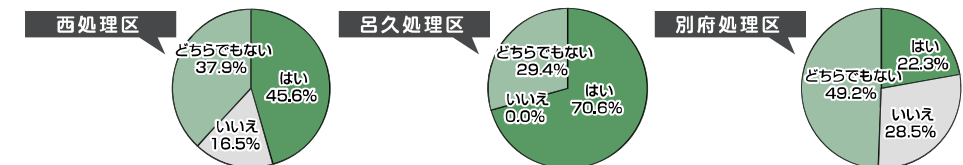
Q2. Q1で「はい」のかたに伺います。下水道が出来て水路清掃が楽になったと感じますか。



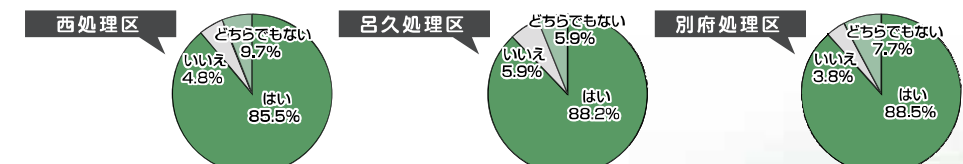
Q3. 下水道が出来て地域の水路はきれいになったと感じますか。



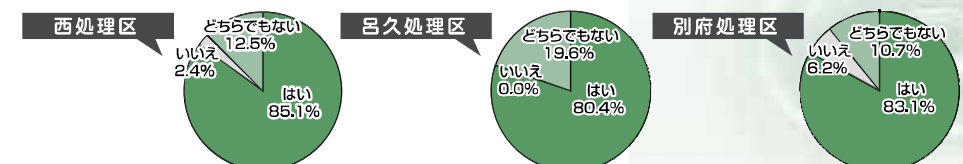
Q4. 下水道が出来て周辺の川はきれいになったと感じますか。



Q5. 下水道への接続で浄化槽の管理またはトイレのくみ取りが無くなり快適になりましたか。



Q6. 瑞穂市には下水道が無い地域がありますが、市内全域に必要だと思いますか。



瑞穂市の下水道 No.19

～未来に届けたい 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を～

今月号は、先月号に掲載しました「下水道に関するアンケート」の結果について分析します。広報みずほ3月号の「瑞穂市の下水道No.18」のページを並べて見ていただくと分かりやすいです。

アンケート回答率について

アンケートの回答率は、西処理区が64.8%、別府処理区は67.7%と調査期間が短かった割には、回答率が高く下水道に接続されているかたは、下水道への関心が高いことが分かりました。呂久処理区は55.4%とあまり高くありませんでしたが、高齢者世帯が比較的多いためではないかと推測しています。

Q2～Q4

下水道が出来て水路清掃が楽になったか、水路や川がきれいになったか。

Q2の水路清掃が楽になったかの問いには、西処理区は約5割、呂久処理区は約8割、別府処理区では約3割のかたから「はい」の回答が得られました。Q3とQ4の地域の水路や河川がきれいになったかの問いの結果も、それぞれの処理区ともほぼQ2と同じような割合で水洗化(接続)率に比例する結果でした。1年に数回の水路清掃時には、未接続家屋からの生活雑排水がとても気になり、全部の家屋が下水道に接続してもらえないと、水路清掃が楽になったり、水路や川がきれいにはならないという意見が多く寄せられました。



▲現在の長護寺川の様子(西処理区の最下流)

Q7

下水道に接続して良かったと感じることは。

下水道に接続して良かったことは、浄化槽の保守管理やくみ取り便所のくみ取りが無くなったことや、臭いが無くなったことと回答したかたが7割から8割でありました。また、水路に生活雑排水が流れなくなったことを挙げられているかたの割合も6割から7割あり、下水道に接続されているかたは水環境のことを真剣に考えているかたが多いことが分かりました。

Q8

下水道が使える地域で下水道に未接続のかたに対してどう思うか。

下水道に未接続のかたがたに対して、普段直接は言えないことを今回のアンケートで示していただいた結果になりました。せっかくある施設を有効利用すべきや水環境のことを考えてほしいと言った意見が5割以上ありました。また、各家庭に事情があるからやむを得ないが3割以上あった反面、西および別府処理区では未接続のかたがたに対して不公平だという意見も3割以上ありました。その他の個別意見として、未接続のかたがたに対してかなり厳しい内容のものもありました。

Q5

下水道への接続で浄化槽の管理またはトイレのくみ取りが無くなり快適になったか。

下水道を利用するようになり快適になったかの問いには、3つの処理区とも9割近いかたが「はい」と回答されました。その理由としては、浄化槽やくみ取り便所と比べて、浄化槽等の保守管理が不要になったり臭いが無くなったことが一番の理由であることが分かりました。

Q9

瑞穂市の污水处理施設の普及は大変遅れているがどう思うか。

早く下水道を進めてほしいが5割以上でした。下流域の住民に迷惑をかけているや市として不名誉であるといった意見も2割から4割あり、過半数以上のかたは污水处理施設整備の普及を望んでいることが分かりました。

Q6

瑞穂市には下水道が無い地域がありますが、市内全域に必要ですか。

3処理区全体で、下水道は必要だと思うが83.6%、必要ないが3.2%で、どちらでもないが13.2%という結果で、どちらでもない人の意見は全域には必要ないが、部分的には下水道は必要であるという意味であり、必要とどちらでもないを合わせて96.8%となり、基本的に下水道は必要であるという回答結果でした。

来月号は、その他として寄せられて意見の紹介や質疑に対する回答を掲載いたします。



問い合わせ

下水道課

☎327-2114

下水道マスコットキャラクター
スイスイ



瑞穂市の下水道 No.20

～未来に届けたい 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を～

今月号は、「下水道に関するアンケート」で、その他として寄せられましたご意見をご紹介します。

一般的なアンケートで「その他のご意見をご記入してください。」と尋ねた場合、あまり記入がないケースが多いようですが、今回のアンケートでは、次の表のように多くのご意見が寄せられました。下水道利用者のかたがたは下水道への関心が高いことが分かりました。

(平成25年3月4日現在)

処理区名	回答数	その他意見数	意見の割合
西処理区	252	136	54.0%
呂久処理区	52	16	30.8%
別府処理区	132	73	55.3%
計	436	225	51.6%



下水道マスコットキャラクター
スイスイ

◆その他の意見の分類は、次の表のようになります

項 目	西処理区		呂久処理区		別府処理区	
	意見数	割合	意見数	割合	意見数	割合のみ
①下水道使用料について	62	45.6%	5	31.1%	31	42.5%
②下水道使用料と浄化槽費用について	12	8.8%	1	6.3%	4	5.5%
③下水道への未接続について	26	19.1%	1	6.3%	19	26.0%
④今後の下水道計画について	14	10.3%	4	25.0%	3	4.1%
⑤水路などの環境問題について	5	3.7%	0	—	5	6.8%
⑥下水道の施設について	1	0.7%	1	6.3%	2	2.7%
⑦排水設備の管理について	0	—	3	18.8%	0	—
⑧接続費用について	3	2.2%	0	—	0	—
⑨浄化槽の管理について	2	1.5%	0	—	2	2.7%
⑩水路清掃について	5	3.7%	0	—	1	1.4%
⑪下水道工事について	2	1.5%	1	6.3%	0	—
⑫水道について	0	—	0	—	2	2.7%
⑬下水道が出来て良かった意見	4	2.9%	0	—	4	5.5%
計	136		16		73	

◆多数意見への回答

「①下水道使用料について」と「②下水道使用料と浄化槽費用について」

瑞穂市の下水道使用料は高いというご意見で、全体では2つのご意見を合わせた割合は50.4%でした。この下水道使用料については、6月号でご回答します。

「③下水道への未接続について」

市役所は、もっと積極的な接続に向けての勧奨を行うべきとの内容でした。平成20年度に未接続家庭を全戸訪問してから、現在も継続的な接続勧奨は行っていますが、新たな施策の導入などのご意見もありましたので、現在、瑞穂市上下水道事業審議会でも審議検討して、下水道への接続が増えるような方策を考えています。

「④今後の下水道計画について」

瑞穂市の下水道未整備地域の整備を望むご意見も3番目に多くありました。「広報みずほ」や「瑞穂市公共下水道等現状説明会」でお知らせしたとおり、現在、新たな公共下水道(瑞穂処理区)の計画を進めています。市民憲章の第1番目にある「豊かな水と緑あふれる美しいまち」をつくるために、公共下水道整備を行っていきます。

📞 問い合わせ 下水道課 ☎327-2114

瑞穂市の下水道 No.21

～未来に届けたい 瑞穂のまちを潤す豊かな水環境を～

今月号も、下水道利用者を対象に1月に実施した「下水道に関するアンケート」の内容について掲載します。5月号でお知らせしたとおり、その他の意見として多かった「下水道使用料」のご意見について解説をします。

寄せられたご意見の中で「下水道使用料は高い」という内容が半数以上でした。



瑞穂市の下水道使用料は高いのか？

次の表は瑞穂市で下水道を利用されている一般家庭の1世帯当たりの平均的な水量での下水道使用料および水道料金とその他の公共料金の全国平均とを比較した表です。

(1世帯当たりの平均 単位:円)

項 目	支払額	1か月当たり	備 考
瑞穂市下水道使用料	8,085円/2か月	4,043円	一般家庭の平均水量50m ³ /2か月
瑞穂市水道料金	4,767円/2か月	2,386円	口径20mmの場合
瑞穂市合併浄化槽管理費	57,074円/年	4,756円	支払額は7人槽の年間 瑞穂市調査の平均額
電気料金	8,359円/月	8,359円	平成23年度総務省統計局
ガス料金	4,890円/月	4,890円	平成23年度総務省統計局
携帯電話料金	11,052円/月	11,052円	平成23年度総務省統計局

下水道使用料が高いと思われるかたは、何かの料金と比べてだと思えます。

水道料金、合併浄化槽や単独浄化槽の管理費、電気料金、ガス料金などではないかと思えます。この中でも水道料金と比べているかたが多いのではないかと思います。確かに、瑞穂市の下水道使用料は水道料金と比べた場合高くなっています。

瑞穂市の水道料金は、全国的にはかなり安い方です。瑞穂市を含めた岐阜西濃地域は地下水が豊富なために水を浄化する費用が不要であるからです。東濃地方のようにダムや川の水を浄化して水道水を配っている自治体では、瑞穂市と比較した場合水道料金が高くなっています。それに加えて東濃地方の下水道使用料は、瑞穂市より高い市町もたくさんありますが、水道料金が下水道使用料と同じぐらいかそれ以上に高いために下水道使用料が高いとは感じにくいこともあるのではないかと推測しています。瑞穂市は、地下水に恵まれた水の豊かな地域のため水道料金が安いのです。

水道料金、下水道使用料は2か月分の金額だと思えますか？

通帳を見て引き落とされた下水道使用料が、電気料金やガス料金より高いという家庭も多くあると思います。しかし、下水道使用料は2か月ごとの請求です。電気料金やガス料金は1か月分の請求です。そのため、下水道使用料を半分にして比べてみてください。下水道使用料は、電気やガス料金より安い場合が多いと思います。

下水道に接続してから浄化槽の管理費より高くなったというご意見もありました。浄化槽でも家庭から出る汚れた水のすべてを処理する「合併浄化槽」の場合とトイレだけの水を処理する「単独浄化槽」場合があります。下水道はすべての水をきれいにしているの、仮に比較するなら「合併浄化槽」の管理費と比較してみてください。また、浄化槽の管理費は、使用している人数や水量に係わらず一定額で、使用人数が少ない場合には、下水道使用料より割高になります。反対に大家族の世帯では、使用水量が増えますので下水道使用料の方が高くなります。浄化槽の場合、建物が大きいと浄化槽も大きくなり管理費が高くなる傾向にありますし、使用人数に合わない人槽の浄化槽の水質管理は難しくなります。

「水を汚している人のほうが費用負担が安いので不公平だ」という意見もたくさんありました。下水道に接続していないかたがたには、それぞれの事情があると思います。瑞穂市では下水道がない地域がほとんどで、せっかく下水道が利用できる地域で下水道を利用していないなんて、非常に残念なことです。

瑞穂市の下水道使用料は岐阜県内では、ほぼ平均的な金額です。

下水道に関して瑞穂市の中だけで比較せずに他の市町村とも比較してみてください。瑞穂市のように市街化区域がある市町村では、下水道を使っているのが一般的なのです。

先進国では、ゴミの処分費であったり廃棄物のリサイクルであったり、捨てるものにお金がかかる時代です。下水道使用料も先進国の証明だと思えますので、何とぞご理解をお願いいたします。

お問い合わせ 下水道課 ☎327-2114

岐阜県内水洗化の促進制度一覧表

水洗便所設置費補助金制度の概要

新たに下水道の処理区域となった地域について、主に下水道への接続を促すため、汲み取り便所から水洗便所へへの改造や、浄化槽（し尿浄化槽を含む。）を廃止する切替工事等の工事費を補助する制度である。

平成 29 年 9 月

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
岐阜市	「岐阜市給水装置及び排水設備の工事資金融資あっ旋及び利子補給に関する規程」	S62. 4	1. 家事用（家事兼営業用を含む）の給水設置の新設工事 2. 家事用（家事兼営業用を含む）の排水設置の新設工事 3. 家事用（家事兼営業用を含む）の既設のくみ取り便所等を水洗便所に改造する工事	・給水装置及び排水設備の工事をしようとする土地及び家の所有者又は、使用者で、工事について利害関係人の同意を得た者 ・市内に 1 年以上居住している者 ・成年者である者 ・水道料金・下水料金・下水道受益者負担金・市税等を滞納していない者 ・償還能力を有する者	(あっ旋) 1,000 千円/件 (利子補給) 融資率の 1/2	・市と金融機関との協定に基づく利率長期プライムレート＋0.8％(固定金利) ・元利均等割賦償還 1 世帯につき 10 万円を 1 単位として 6 ケ月以上 60 月以内	
	「岐阜市水洗便所改造等工事助成規程」	H元. 4	1. くみ取り便所又は浄化槽等を水洗便所に改造して公共下水道に接続する排水設置工事 2. 公道に面しない 2 戸以上の住宅が共同で使用する排水管を布設する工事 3. 幅員 1. 8m以上（上越しは幅員 2m以上）の公共溝渠敷地に排水設備の排水管を布設する工事（下水本管工事と同時に下水取り付け管を官民境界まで設置した者を除く）	・処理区域内における家屋又は土地の所有者及びこれらの所有者の同意を得た使用者・汚水の排水設備等の設置工事を施工するもの ・供用開始日から、くみ取り便所にあつては 3 年以内、浄化槽（し尿浄化槽を含む）にあつては 1 年以内に工事を行った者	1. ・申込世帯の市民税課税額が均等割のみ又は免除であるもの 30 千円/戸 ・上記以外 20 千円/戸 2. 5 千円/戸 3. 水路幅 伏越 1. 8m以上 83 千円/件 2 5m以上 87 千円/件 3. 0m以上 91 千円/件 3. 5m以上 95 千円/件 水路幅 上越 2 0m以上 80 千円/件 2 5m以上 89 千円/件 3. 0m以上 105 千円/件 3. 5m以上 116 千円/件		
大垣市	「大垣市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則」	H16. 4	1. くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器等の設置工事及び排水工事 2. し尿浄化槽を廃止し、汚水管を公共下水道等に接続する工事 3. 汚水を排除するための排水設備の設置又は改造のための工事及びこれらに伴う付帯工事	1. 処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であるもの（ただし、事業を営む者を除く） 2. 市税及び公共下水道事業受益者負担金等を滞納していないもの 3. 融資を受けた改造資金の償還能力を有する者	(あっ旋) 300～2,000 千円／件 (利子補給) 借入利子全額	60 ケ月以内の元利金等月賦償還	
高山市	「高山市水洗便所等改造資金融資あっせん規則」	S54. 7	・くみ取り便所改造、浄化槽廃止改造及び汚水排除のための排水設備の設置改造及び付帯工事	・市在住者、処理区域内にある建物の所有者占有者、市税等の完納者で償還能力を有する者（個人、法人）	(あっせん) 2,000 千円/件 10 万円単位	・ 7 年以内元利均等 6 ケ月単位で繰上償還可 ・年利 1. 6%	・補助金の給付ではなく、金融機関預託方式による融資制度
多治見市	「多治見市水洗便所等改造資金あっ旋規則」 「多治見市水洗便所等改造資金利子補給規則」 「多治見市排水設備等設置助成金交付規則」	S47. 4 S52. 11 H12. 8	(あっ旋) ・水洗便所にするための工事 ・家庭汚水排除のための工事 ・浄化槽からの切り替え工事と共に付帯工事を含む ・いずれも付帯工事を含む (助成) ・排水設備の新設 ・くみ取り便所を水洗に改造する工事 ・浄化槽廃止及び改造工事	(あっ旋) ・税等を完納している者・連帯保証人を有すること（利子補給） ・あっ旋により融資を受け、償還完了したもの (助成) ・公示後 3 年以内に対象工事を行うもの ・旧笠原町の区域に係る処理区域内における建築物の所有者及び使用者 ・市税及び公共下水道の受益者負担金、又は使用料を滞納していないこと	(あっ旋) 1,000 千円/件 (利子補給) 借入利子の 1/2 (助成) 一単位当たり 2 万円	(あっ旋) ・貸付金利率は年 2. 2％以内で 60 月以内の割賦償還	(助成) ・旧笠原町の区域に限る
関市	「関市水洗便所新設助成条例」	S41. 10	・水洗便所新設工事	・併用開始の日から 3 年以内に水洗便所を新設したもの ・市民税、固定資産税、都市計画税、負担金等を滞納していないもの	10 千円/件	平成 22 年 8 月 1 日条例廃止	

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
中津川市	「中津川市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H元. 4	・水洗便所及び排水設備の新設・浄化槽を廃止し、下水道に直設排除するための設置工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事	(あっ旋) ・処理区域内にある建築物の所有者 ・市税等を完納している者 ・処理開始公示後 3 年以内に水洗便所等に改造する者(補助) ・あっ旋により融資を受けたもの	(あっ旋) 1,300 千円/件(補助) 1,000 千円までの借入利子金額	・年利 6.0 % 以内 ・48 ヶ月以内毎月元金均等月賦償還・延滞金 年 利 14.5%	
美濃市	「美濃市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H8. 4	・くみ取り便所の水洗便所への改造工事 ・浄化槽を廃止し、下水道に直接排除するための改造工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事	・処理区域内にある建築物の所有者 ・市税及び受益者負担金を滞納していないもの ・償還能力を有する者 ・処理開始公示後、3 年以内に工事を行うもの	(あっ旋) 1,000 千円/件(利子補給) 借入利子の全額 (3%相当を限度) を市が補給	・60 ヶ月以内元利均等月賦償還	
瑞浪市	「瑞浪市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規程」	H7. 4	・くみ取り便所から水洗便所への改造工事及び排水設備の設置工事 ・浄化槽を廃止し汚水管を接続する工事 ・汚水を排除する排水設備工事	(あっせん) ・市税及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していないもの ・資金難であること ・処理開始公示後 3 年以内に水洗便所に改造する者(補助) ・あっせんにより融資を受けた者	(あっせん) 100～800 千円/件(補助) 年利 3%未満は全額、3%以上は年利 3%に相当する額を補給	・48 ヶ月以内元利均等月賦償還	
羽島市	「羽島市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H12. 2 H27. 4 一部改正	・くみ取り便所を水洗便所に改造する為の便器等の設置工事及び排水工事 ・し尿浄化槽を廃止し汚水管を公共下水道に接続する工事 ・汚水を排除する排水設備工事	・処理区域内の建設の所有者又は、改造工事について当該建物の所有者の同意を得た占有者であること ・市税及び公共下水道受益者負担金を滞納していないもの ・融資を受けた改造資金の償還能力を有すること ・市税及び受益者負担金を滞納していないこと ・市内に建築物を有すること ・償還能力を有すること	(あっ旋) 100～2,000 千円/件(利子補助) 融資に係る利子全額	・市と金融機関の協定に基づく利率 ・7 年以内の元利均等月賦償還	
恵那市	「恵那市給水設置及び水洗便所等整備資金融資あっせん及び利子補給要綱」	H18. 10	・排水設備の設置工事又は改造工事 ・くみ取り便所を水洗便所にするための工事 ・排水設備の設置工事に伴い浄化槽を廃止するための工事	・市税及び受益者負担金を滞納していないこと ・市内に建築物を有すること ・償還能力を有すること	(あっ旋) 工事費の範囲内で 2,000 千円/件まで(利子補給) 融資に係る利子全額(限度額 10 万円)	・60 ヶ月元利均等月賦・市と金融機関の協定に基づく基率	
美濃加茂市	「美濃加茂市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規程」	H6. 3	・水洗便所に改造する工事及び排水設備の設置工事 ・浄化槽の廃止及び改造工事	(あっ旋) ・処理区域内の建築物所有者又は使用者 ・市税及び受益者負担金を滞納していないこと ・償還能力を有すること・処理開始公示後 3 年以内に工事を行う者(補助) ・あっ旋により融資を受けた者	(あっ旋) 1,000 千円/件(工事費の範囲内) (利子補助) 融資あっ旋額のうち 100 万円にかかる利子金額	・36 ヶ月元利均等月賦償還	
土岐市	「土岐市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給要項」	S60. 3	・水洗便所に改造する工事・汚水を直接公共下水道へ排除するための工事 ・浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に直接排除するため改造工事	(あっ旋) ・処理開始後 3 年以内に水洗便所に改造する者 ・市税等を完納している者・償還能力・保証人(利子補給) ・あっ旋により融資を受けたもの	(あっ旋) 1,000 千円/件集合住宅は 1,200 千円/件(利子補助) 3%までの利子分	60 ヶ月以内毎月元利均等償還 ・延滞金金利 14.5%	
各務原市	「各務原市水洗便所等改造資金の融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H3. 3	・くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止して汚水管を接続する工事	(あっ旋) ・処理開始後 3 年以内まで適用 ・市税、受益者負担金の滞納がないこと ・自己資金のみでは、困難であること (利子補給) ・あっ旋により融資を受けたもの	(あっ旋) 50～500 千円/件(利子補助) 融資に係わる利子の全額補給	・36 ヶ月元利均等月賦償還	H16.11「川島町排水設備等改造資金利子補給規則」を統合 H28.4「各務原市排水設備等改造助成金交付要綱」を廃止する要綱

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
可児市	「可児市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給規則」	H元. 3	・くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止して污水管を接続する工事	(あっ旋) ・処理開始公示後 3 年以内まで適用・市税、受益者負担金の滞納がないこと ・償還能力があること ・保証人がいること (利子補給) ・あっ旋により融資を受けたもの	(あっ旋) 50～1,000 千円/件 (利子補助) 融資にかかる利子の全額補給 (利率が 4.4%を超える場合は、4.4%相当額)	・市と金融機関との協定に基づく利率長期プライムレート+1% (固定金利) ・36.48.60 ケ月元利均等月賦償還	
山県市	「山県市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則」	H20. 4 H27. 6. 1 一部 改正	・くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器等の設置工事及び排水工事 ・し尿浄化槽を廃止し、污水管を公共下水道に接続する工事 ・水道法 10 条第 1 項に規定する排水設備の設置に係る工事	(あっせん) ・処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者であること。 ・市税及び公共下水道受益者負担金等を滞納していないこと ・融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。 ・水道法第 9 条第 1 項の規定による告示等があつてから、改造工事を行う者であること。	(あっせん) 10～100 万円/件 利子 3.5%相当する額を補給	償還期間は 5 年以内 (1 年以上の償還後は繰上げ償還をすることができる) 元利均等月賦償還	
瑞穂市	「瑞穂市排水設備等改造助成金交付規則」	H15. 5	・くみ取り便所の水洗便所への改造、し尿浄化槽を廃止し汚水を下水道に直接排除するための改造及びこれに伴う排水設備工事	・排水の処理開始の告示から 2 年以内に改造工事を実施した者であること ・排水設備工事の検査に合格したものであること ・市税、負担金、使用料等を滞納していない者であること ・処理区内における建築物の所有者又は改造工事の土地及び建築物の所有者の同意を得た占有者 ・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う付帯工事 ・既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するための工事及びこれに伴う付帯工事 ・下水の処理開始の告示を行った区域における建築物の所有者又は改造工事の土地及び建築物の所有者の同意を得た占有者 ・市税、使用料等を滞納していない者 ・処理区域内の建築物の所有者 ・市税・受益者負担金を滞納していない者 ・処理開始公示後 3 年以内に設備の設置又は改造を行うもの	50 千円/件	・市と金融機関との協定に基づく利率 ・償還期間は 1 年以上 5 年以内・元利均等月賦償還	H21. 4 改正 利子補給の追加
	「瑞穂市排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H15. 5	・くみ取り便所の水洗便所への改造、し尿浄化槽を廃止し汚水を下水道に直接排除するための改造及びこれに伴う排水設備工事	・汲み取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う付帯工事 ・既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するための工事及びこれに伴う付帯工事 ・下水の処理開始の告示を行った区域における建築物の所有者又は改造工事の土地及び建築物の所有者の同意を得た占有者 ・市税、使用料等を滞納していない者 ・処理区域内の建築物の所有者 ・市税・受益者負担金を滞納していない者 ・処理開始公示後 3 年以内に設備の設置又は改造を行うもの	(あっ旋) 200 千円以上 1,000 千円以内 (利子補給) 融資にかかる利子の全額	・市と金融機関との協定に基づく利率 ・償還期間は 1 年以上 5 年以内・元利均等月賦償還	
飛騨市	「飛騨市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給等規則」	H7. 7	・くみ取り便所の水洗便所への改造工事 ・し尿浄化槽を廃止し下水に直接排除するための工事 ・家庭排水を排除するための排水設備の設置又は改造	・処理区域内の建築物の所有者・市税・受益者負担金を滞納していない者 ・処理開始公示後 3 年以内に設備の設置又は改造を行うもの ・融資を受けた資金の償還能力を有する者 ・市内に居住する確実な連帯保証人を 1 名以上有する者 ・行政区等が設置する集会所・広場等	(あっ旋) 2,000 千円 (利子補給) 当該融資にかかる利子の 1/2 相当額の (特別助成) 400 千円/件	・市と金融機関との契約に基づく利率 ・償還期間 60 月以内 ・元利均等月賦償還	H16. 2 町村合併時に改正

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けけるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
本巢市	「本巢市排水設備等改造資金利子補給等に関する規則」	H16. 2	・下水道供用開始から 3 年以内に行う改造工事で ①くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う付帯工事 ②既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を施設に直接排除するための工事 ③生活廃水を施設へ直接排除するための排水設備の改造工事及びこれに伴う付帯工事	・処理区域内の建築物の所有者・市税及び下水道分担金を滞納していない者 ・既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を施設に直接排除するための工事及びこれに伴う工事 ・借入金の償還能力を有する者	(利子補給) ・対象工事 1 件につき 100 万円を限度とする利子の 3%以内	・市と金融機関との契約に基づく利率 ・償還期間 3 年以内 ・元利均等償還	
郡上市	「郡上市水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給等に関する規則」	H4. 3	・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及び付帯工事 ・既存の浄化槽を廃止し、汚水管を下水道に連結する工事及び付帯工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事及び付帯工事	・市内居住者・建築物の所有者および使用者 ・市税、受益者負担金を滞納していない者 ・処理開始公示後、3 年以内の改造工事・融資を受けた資金の償還能力を有すること	(あつ旋) 20～800 万円 (利子補給) 排水設備完了の日が供用開始工事の日から 1 年以内は融資金利 90%1 年を越えて 2 年以内 70%、2 年を越えて 3 年以内 50%	・ 5 年以内償還 ・元利均等月賦償還 ・市と金融機関との契約に基づく利率	H16.3 市町村合併時に改正
下呂市	「下呂市水洗便所等改造資金利子補給要綱」	S63. 6	・水洗便所の新設、改造、排水設備の新設、改造浄化槽廃止に伴う取り壊し	・処理区域内の建物所有者・市民税、固定資産税、受益者負担金を滞納していない ・償還能力、連帯保証人を有する者 ・処理開始公示後	(利子補給) 1, 000 千円/件までの借り入れ年 3%以内の利子補給		H16.3 市町村合併時に改正
海津市	「海津市水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給に関する規則」	H17. 3	・くみ取り便所を水洗便所に改造するための排水設備工事並びにこれらに伴う付帯工事 ・し尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するため改造工事及びこれらに伴う付帯工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事及びこれらに伴う付帯工事	・処理区域内にある建築物の所有者又は権利者 ・供用開始公示後、3 年以内に排水設備工事を行う者 ・市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者 ・自己資金のみで工事費を一時的に負担することが困難である者	(あつ旋) 200～1, 000 千円/件 (10 万円単位) (利子補給) 全額支給	・市と金融機関との協定に基づく利率 ・償還は 5 年以内 ・元利均等償還	
岐南町	「岐南町排水設備等改造資金利子補給規則」 「岐南町排水設備等改造助成金交付要領」	H3. 4	・くみ取り便所を水洗便所へ改造し、し尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道へ直接排除するための改造及びこれに伴う排水設備工事	・処理開始公示後 3 年以内に改造 ・下水の検査に合格した者等滞納していない者	30 千円/件 (利子補給) 全額支給	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・36 ヶ月以内元利金等償還	
笠松町	「笠松町水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給に関する規則」 「笠松町水洗便所等改造工事助成金交付規則」	H4. 4 H4. 9	・水洗便所改造・浄化槽廃止・排水設備設置	(あつ旋・利子補給) (助成) ・処理区域内の建築物所有者 ・処理開始公示後 3 年以内に改造 ・町税を滞納していない者	(あつ旋) 800 千円/件 (利子補給) 融資に係る利子の 1/2 補給 (助成) 10～70 千円/件	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・5 年以内元利金等月賦償還 ・1 年以上繰上償還可能	・新築の建築物は除く
養老町	「養老町水洗便所等改造資金融資あつ旋及び利子補給に関する規則」	H11. 12	・下水道供用開始から 3 年以内に行われる工事 ・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 ・し尿浄化槽を廃止し、汚水を下水に排除する改造及び付帯工事 ・汚水を排除するための排水設備工事	・下水処理区域内の建築物の所有者・町税及び負担金を滞納していないこと ・供用開始から 3 年以内に工事を行うもの	(あつ旋) 30 万以上～200 万円 (利子補給) 全額補給	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・36 ヶ月以内元利均等償還	
垂井町	「垂井町水洗便所改造資金融資あつ旋及び利子補給に関する規則」	H14. 4	・1 年以内の排水設備の設置等 ・3 年以内のくみ取り便所から水洗便所への改造	・町税及び公共下水道の受益者負担金、又は使用料を滞納していない者 ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する者 ・自己資金のみでは、工事費を一時的に負担することが困難である者	(あつ旋) 300～2, 000 千円/件 (利子補給) 金利 3. 0%以内	・町と金融機関との契約に基づく利率 ・長期プライムレート+1% (固定金利) ・償還は 5 年以内 (一括繰上償還可) ・元利均等償還 (毎月割賦償還)	新築に伴うものは除く 長 3 ヶ月 (3/1)

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
神戸町	「神戸町下水道排水設備改造資金利子補給規則」 「神戸町下水道加入促進奨励金交付要綱」	H19.1 H19.1	・くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器等設置工事及び排水工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置又は改造のための工事	・供用開始の告示日以降最初の4月1日から起算して3年以内に改造工事が完了する者及び完了見込みの者 ・官公署、会社及びその他の法人でないこと ・町税その他の使用料及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していないこと	(利子補給) 1,000千円/件までの借り入れ ・3年以内、年3%以内の利子補給 (奨励金) 10～30千円/件		・新築の建築物は除く
輪之内町	「輪之内町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H16.4	・1年以内の排水設備の設置等 ・3年以内のくみ取り便所から水洗便所への改造	・町税及び公共下水道の受益者負担金、又は使用料を滞納していない者 ・融資を受けた改造資金の償還能力を有する者 ・自己資金のみでは、工事費を一時的に負担することが困難である者	(あっ旋) 300～2,000千円/件 (利子補給) 当該融資にかかる利子の1/2以内	・町と金融機関との契約に基づく利率長期プライムレート+1% (固定金利) ・償還は5年以内 (一括繰上償還可) ・元利均等償還 (毎月割賦償還)	・新築の建築物は除く ・1万円単位 ・長プラ (毎年3月1日時点)
安八町	「安八町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H8.4	・くみ取り便所を水洗に改造するための便器、洗浄用具及び排水管設備工事並びにこれに伴う付帯工事 ・し尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するため改造工事及びこれに伴う付帯工事 ・汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事及びこれに伴う付帯工事	・処理区域内にある建築物の所有者 (水洗便所、排水設備の設置又は改造について所有者同意を得た建築物の占有者を含む) であること ・改造資金の償還について十分な支払能力を有すること ・町税、受益者負担金及び下水道使用料を完納している者 ・自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難である者 ・処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること	(あっ旋) 300～1,000千円/件 (10万円単位) (補助) 1/2利子補給	・資金の融資利率は契約に基づいた利率 ・償還期間は、5年以内 ・元利均等償還	
揖斐川町	揖斐川町下水道等排水設備、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱	H17.1	汲み取り便所を水洗便所に改造し、又は汚水の排水設備を下水道等に接続する工事	・処理区域内にある建築物の所有者及び建築物の所有者の同意を得た建築物の占有者 ・供用開始の告示があつてから3年以内 ・町税、受益者負担金を滞納していない者	(あっ旋) 5万円以上100万円以内で1万円単位 (利子補給) 金融機関と協議して定めた利率の2/3相当額	・償還期限は5年以内 ・元利均等月賦償還 (期限内繰上償還可)	
池田町	「池田町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H8.4	・くみ取り便所を水洗に改造するための工事及びこれに伴う付帯工事 ・し尿浄化槽を廃止し、汚水を下水道に直接排除するため改造工事及びこれに伴う付帯工事 ・汚水を排除するための排水設備工事又は改造工事及びこれに伴う付帯工事	・処理区域内にある建築物の所有者 (水洗便所、排水設備等の設置又は改造について、所有者の同意を得た建築物の占有者を含む) であること ・併用開始の公示があつてから3年以内に、改造工事を行う者・町税、受益者負担金等を滞納していない者	(あっ旋) 30万から100万円以内 (補助) 当該融資にかかる利子の1/2以内	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・償還期間は5年以内 (一括繰上償還可) ・元利均等償還 (毎月)	
北方町	「北方町排水設備等改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則」	H10.4	・下水の処理開始の告示の日から3年以内に行う改造工事 ・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う付帯工事 ・既設のし尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に直接排除するための工事及びこれに伴う付帯工事・生活汚水を下水道へ直接排除するための排水設備の付帯工事 ・排水設備の完了検査に合格したもの	・処理区域内の建築物の所有者又は、改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者・町税、下水道事業受益者負担金を滞納していない者 (利子補給) ・あっ旋により融資を受けたもの ・下水の処理開始の公示の日から下水道へ切り替え工事をしたもの	10万円以上70万円以内 (利子補給) 1/2の利子補給1年以内 2万円2年以内1万円3年以内5千円	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・48ヶ月以内の元利均等償還	
坂祝町	「坂祝町公共下水道事業補助金交付要領」	H5.3	・水洗便所及び排水設備への改良工事、浄化槽の取り壊し工事	・処理区域内にある建築物の所有者	80千円/件		・新築建築物は除く
富加町	「富加町水洗便所新設助成条例」	H4.3	・水洗便所及び排水設備の新設	・処理区域内の建物所有者・供用開始後3年以内に新設したもの ・町民税、固定資産税、負担金を滞納していない者	70,900円/戸		

都市名	条例又は規則等の名称	制度発足年月	補助金制度の対象となる工事	補助等を受けるものの要件	補助金等の限度額	償還条件等	備考
川辺町	「川辺町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給制度」	H8. 9	・くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、浄化槽を廃止し污水管を公共下水道に連結する工事、及びこれらと同時に行うその他の家庭污水を公共下水道に排除するための排水設備の工事	・工事について利害関係人の同意を得ていること ・町税及び受益者負担金を滞納していないこと ・連帯保証人があること又は保証会社の保証が受けられること	(あっ旋) 5万から100万円 (補助) 1/2の利子補給	・町との金融機関との協定に基づく利率 ・36.48.60月元利均等償還	
七宗町	「七宗町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給規則」	H14. 3	・既設のくみ取り便所に改造する工事及びこれと同時に行う家庭污水を排水処理施設等に排除するための排水設備の設置工事 ・既設のし尿浄化槽等を廃止し、排水処理施設等に直接排除するための改造工事及びこれと同時に行うその他の家庭污水を排水処理等に排除するための排水設備工事	・建築物の所有者又は使用者で、工事について利害関係人の同意を得ていること ・町税及び農業集落排水事業等分担金を滞納していないこと ・融資を受けた改善資金の償還能力を有すること ・確実な連帯保証人があること又は金融機関が指定する保証会社との保証が受けられること	(あっ旋) 5万円以上100万円以下 (利子補給) 1/2	・年利 8%以内・償還期間 36月、48月又は60月 ・元利均等毎月割賦償還	
八百津町	「八百津町排水設備等改造資金利子補給規則」	H8. 7	・供用開始の工事から3年以内に行う改造工事で、浄化槽を廃止し、水洗便所への改造、くみ取り便所の水洗便所への改造、排水設備の設置又は、これらに伴う付帯工事	・工事を行った区域内に土地又は、建築物を有する者又はその占有者（所有者に同意を得たものに限る） ・町税及び負担金又は、使用料の滞納をしていないこと	500千円までの借入利子のうち毎年4月1日現在の長期プライムレー トの利子補給	・年利 8%以内 ・償還期間 3年以内	
御嵩町	「御嵩町水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給規則」 「御嵩町排水設備工事に伴う単独処理浄化槽撤去事業補助金」	H7.12 H8. 4 H29. 3	・くみ取り便所を水洗便所に改造し、家庭污水を公共下水道に排除するための排水設備設置工事 ・浄化槽を廃止し、家庭污水を公共下水道に排除するための排水設備設置工事 ・公共下水道の供用開始の告示がなされた土地において、排水設備工事に伴い、既設の単独処理浄化槽を撤去する工事	・町内在住・町税、受益者負担金を滞納していないこと ・償還能力があること ・確実に連帯保証人があること ・処理開始公示後、3年以内に行うこと ・御嵩町下水道条例施行規則に規定する排水設備等計画確認申請書兼許可書による許可を受けたもの。 ・住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾を得られたもの。	(あっ旋) 1万円から100万円 (補助) 融資あっ旋額のうち70万円にかかる利子金額 (補助) 3万円が限度額	・町と金融機関との協定に基づく利率 ・36.48.60月元利均等償還	
白川村	「白川村水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給規則」	H6. 9	・水洗便所及び排水設備の新設、浄化槽の廃止に伴う改良工事	・処理区域内の建物の所有者又は使用者 ・村税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと ・処理開始公示後、3年以内に水洗便所に改造する者 ・融資を受けた資金の償還能力を有すること ・確実な連帯保証人があること	(あっ旋) 300～2,000千円以内 (利子補給) 融資資金の年間利率のうち3%	・村と金融機関との契約に基づく利率 ・60ヶ月以内毎月均等償還	・新築建物 は除く

瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設工事の施行区分に関する要綱

平成27年9月25日

告示第184号

(趣旨)

第1条 この告示は、瑞穂市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱（平成26年瑞穂市告示第208号。以下「指導要綱」という。）第3条に規定する宅地開発事業に伴う下水道施設工事（以下「下水道施設工事」という。）の施行区分に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この告示は、下水道区域（瑞穂市下水道条例（平成15年瑞穂市条例第142号）、瑞穂市農業集落排水処理施設条例（平成15年瑞穂市条例第108号）又は瑞穂市コミュニティ・プラント条例（平成15年瑞穂市条例第110号）に基づく区域をいう。）内で国、県又は市が管理している道路（以下「公道」という。）に適用する。

(工事施行)

第3条 下水道施設工事は、道路占用が可能である公道に限るものとする。

(工事施行区分)

第4条 下水道施設工事の市の施行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項で規定する市街化区域（以下「市街化区域」という。）内の公道
- (2) 前号の規定に関わらず、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条に規定する事業計画区域（以下「事業計画区域」という。）内の公道。ただし、瑞穂市特定環境保全公共下水道（西処理区）については、平成29年7月6日以後に新たに事業計画区域となった場合、次号の規定によるものとする。
- (3) 市街化区域外又は事業計画区域外の公道。ただし、1件につき80メートル（10センチ未満切り捨て）までの標準工事費の2分の1の額（千円未満切り捨て）及び80メートルを超える標準工事費（千円未満切り捨て）は指導要綱第2条第5号に規定する事業者（以下「事業者」という。）が負担する。
- 2 前項の市の施行は、自然流下方式により排水することが可能であって、かつ、既設下水道施設の流下能力に余裕がある場合に限る。
- 3 第1項の市が施行する下水道施設は、既設施設から公道における最上流マンホールまでとし、このマンホールから指導要綱第2条第1項第4号に規定する開発区域（以下「開発区域」という。）内の下水道施設に接続する公道部分は、事業者が施行する。ただし、公道部分の下水道管渠の延伸がなく、既設管渠に割り込んで設置するマンホール及び指導要綱第2条第1項第3号に規定する宅地開発事業に伴い設置される取付管については、公道においても事業者が施行する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市の負担によらず、下水道施設の全てを事業者が施行することができるものとする。

(工事申請)

第5条 事業者は、前条第1項の規定により下水道施設工事を施行する場合は、下水道施設工事申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項により申請が行われた下水道施設工事の実施時期については、市長の定めるところによる。

（工事施行区分の明示）

第6条 市長は、前条第1項の下水道施設工事申請書を受理した場合は、下水道施設工事施行区分明示書（様式第2号）により通知しなければならない。

（工事負担金）

第7条 市長は、第4条第1項第3号の規定による事業者の負担となる工事費に関し、工事負担金の請求を前条に規定する下水道施設施行区分明示書の通知に合わせ行い、事業者は市長が指定する日までに納付するものとする。

（自費工事）

第8条 事業者は、自費工事（開発区域内の下水道施設工事を施行する場合及び第4条第4項の規定による場合をいう。）を実施する場合は、瑞穂市宅地開発事業に伴う下水道施設に関する取扱要領（平成27年瑞穂市告示第185号）の規定によるものとする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年8月21日告示第168号）

この告示は、公表の日から施行する。

宅地開発事業に伴う下水道施設工事一覧表

(1) 宅地開発事業に伴う下水道施設工事（転売目的の申請）

	特環公共下水（西処理区）			コミ・プラ（別府処理区）		
	本管工事 延長	公共 汚水ます 設置個数	工事費	本管工事 延長	公共 汚水ます 設置個数	工事費
平成22年度					1	259,350
平成23年度						
平成24年度		2	518,700		1	166,992
平成25年度						
平成26年度						
平成27年度		2	400,000		4	576,912
平成28年度					3	508,680
平成29年度					4	1,328,400
合計		4	918,700		13	2,840,334

転売目的の下水道施設の工事費（市外化区域又は事業計画区域）

【現行】

全額公費負担

【改正案】

全額私費負担

(2) 宅地開発事業に伴う下水道本管延伸工事（事業計画区域外）

	特環公共下水（西処理区）			
	延伸延長	工事費	削減対象 延長 （60m以上80未満延長）	公費削減額
平成22年度	77.2	3,549,000	17.2	△ 395,355
	44.2	1,309,350		
平成23年度		0		
平成24年度	37.8	1,359,750		
平成25年度				
平成26年度	15.2	1,328,400		
平成27年度				
平成28年度	22.6	2,484,000		
平成29年度	99.5	3,452,760	20.0	△ 347,011
合計		13,483,260		△ 742,366

宅地開発事業に伴う下水道本管延伸工事の費用負担（事業計画区域外の場合）

【現行】

公費負担 80mまでの標準工事費の1/2

私費負担 80mまでの標準工事費の1/2及び80m以上の標準工事費

【改正案】

公費負担 60mまでの標準工事費の1/2

私費負担 60mまでの標準工事費の1/2及び60m以上の標準工事費

瑞穂市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成15年5月1日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、公共水域の水質の改善を図るため、市が行う浄化槽設置整備事業に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(補助対象者)

第3条 市長は、次の各号に定める地域内において、処理対象人員50人以下で設置後の維持管理の責任が明らかな浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）の内供用開始区域以外の区域及び農業集落排水事業採択区域並びにコミュニティ・プラントの供用開始区域以外の地域

(2) 下水道の整備が原則として7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域

2 前項に規定する浄化槽は、次の各号の規定に適合するものとする。

(1) 「合併浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものとして、全国合併浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されているもの

(2) 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けているもの

(3) 市長が認めた機種 of 浄化槽

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する場合

(2) 住宅等を借りている者が、その住宅等に設置する場合で、賃貸人の承諾を得られない場合

(3) 販売又は展示の目的で住宅等を建築し、浄化槽を設置する者及び当該住宅等を購入した者

(4) 補助金交付内定通知をする前に工事に着手した者

(5) 市税その他市に属する債権を滞納している者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に限り、別表左欄に掲げる区分につき、それぞれ、同表右欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 第3条に定める補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 申請者が住宅等を借りている者であるときは、賃貸人の承諾書

(2) 現地案内図

(3) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し

(4) 浄化槽工事請負契約書の写し及び見積書

(5) 全浄協登録証の写し

(6) 全浄協登録浄化槽管理票0票

(7) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証

(8) 誓約書（様式第2号）

(9) 同意書（様式第3号）

(10) 浄化槽の配置及び排水系統を明記した敷地内の建物配置図

(11) 排水系統を明記した建物の各階平面図

(12) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付を決定した者に対しては、補助金交付内定通知書（様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金交付却下通知書（様式第5号）によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の内定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、完了予定の日の前日又は当該年度の3月28日のいずれか早い日までに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(事業実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第7号）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検・清掃の業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し

(2) 浄化槽チェックリスト

(3) 浄化槽施工工事写真一式（施工基準によるもの）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金交付申請書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第9号）による補助事業者の請求に基づき、補助金を交付する。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の確定通知又は補助金の交付を受けた者が、この告示に反する行為があると認められたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助事業の確認)

第12条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の完成検査をする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、瑞穂市補助金交付規則（平成15年瑞穂市規則第36号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の穂積町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成11年穂積町告示第2号）の規定によりなされた補助金の交付、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた補助金の交付、手続その他の行為とみなす。

(旧巢南町地区の補助基準)

3 旧巢南町地区の合併処理浄化槽設置に対する補助基準は、次に掲げる事項を満たすものとする。

(1) 浄化槽設置通知書又は浄化槽設置届書（以下「通知書等」という。）が平成15年5月1日以降に提出されたもの

(2) 通知書等の提出後、速やかに現地確認し、工事が着手されていないもの

附 則（平成15年9月11日告示第160号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の瑞穂市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、平成15年5月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日告示第39号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項に2号を加える改正規定については、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日告示第74号）

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに申請がなされた補助金の補助限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月23日告示第39号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日告示第109号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月10日告示第24号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月17日告示第147号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月15日告示第105号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

人槽区分	補助限度額
5人槽	円 332,000
6人槽～7人槽	414,000
8人槽～10人槽	548,000
11人槽～50人槽	939,000